平成２０年第４回那須烏山市議会定例会（第１日）

平成２０年６月１０日（火）

開会　午前１０時００分

散会　午後　５時３９分

◎出席議員（２０名）

１番	松　本　勝　栄　君	２番	渡　辺　健　寿　君
３番	久保居　光一郎　君	４番	髙　徳　正　治　君
５番	五味渕　　博　君	６番	沼　田　邦　彦　君
７番	佐　藤　昇　市　君	８番	佐　藤　雄次郎　君
９番	野　木　　勝　君	１０番	大　橋　洋　一　君
１１番	五味渕　親　勇　君	１２番	大　野　　曄　君
１３番	平　山　　進　君	１４番	水　上　正　治　君
１５番	小　森　幸　雄　君	１６番	平　塚　英　教　君
１７番	中　山　五　男　君	１８番	樋　山　隆四郎　君
１９番	滝　田　志　孝　君	２０番	髙　田　悦　男　君

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

市長	大　谷　範　雄　君
副市長	石　川　英　雄　君
教育長	池　澤　　進　君
会計管理者兼会計課長	斎　藤　雅　男　君
参事兼福祉事務所長	雫　　正　俊　君
参事兼都市建設課長	池　尻　昭　一　君
総合政策課長	国　井　　豊　君
総務課長	木　村　喜　一　君
税務課長	高　野　　悟　君
市民課長	鈴　木　敏　造　君
健康福祉課長	斎　藤　照　雄　君
こども課長	堀　江　久　雄　君
農政課長	中　山　　博　君

商工観光課長	平　山　孝　夫　君
環境課長	両　方　恒　雄　君
上下水道課長	荻野目　　　茂　君
学校教育課長	駒　場　不二夫　君
生涯学習課長	鈴　木　　　傑　君

◎事務局職員出席者

事務局長	田　中　順　一
書　　記	藤　田　元　子
書　　記	佐　藤　博　樹
書　　記	菊　地　唯　一

○議事日程

日程　第　１　会議録署名議員の指名について（議長提出）

日程　第　２　会期の決定について（議長提出）

日程　第　３　報告第　１号　平成１９年度那須烏山市一般会計繰越明許費繰越計算書について（市長提出）

日程　第　４　議案第　４号　専決処分の承認を求めることについて（那須烏山市税条例の一部を改正する条例について）（市長提出）

日程　第　５　議案第　５号　那須烏山市診療所医師の給与の特例に関する条例の制定について（市長提出）

日程　第　６　議案第　６号　那須烏山市ふるさと応援基金設置及び管理条例の制定について（市長提出）

日程　第　７　議案第　７号　那須烏山市監査委員条例の一部改正について（市長提出）

日程　第　８　議案第　８号　那須烏山市国民健康保険税条例の一部改正について（市長提出）

日程　第　９　議案第　９号　那須烏山市保育所設置、管理及び保育料条例の一部改正について（市長提出）

日程　第１０　議案第１０号　市道路線の変更について（市長提出）

日程　第１１　議案第１１号　損害賠償の額の決定及び和解について（市長提出）

日程　第１２　議案第　１号　平成２０年度那須烏山市一般会計補正予算（第１号）について（市長提出）

日程　第１３　議案第　２号　平成２０年度那須烏山市熊田診療所特別会計補正予算（第１号）について（市長提出）

日程　第１４　議案第　３号　平成２０年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について（市長提出）

日程　第１５　付託第　１号　請願書等の付託について（議長提出）

○追加議事日程（第１号）

追加日程　第　１　議長の辞職について

追加日程　第　２　選挙第１号　議長の選挙について（副議長提出）

○追加議事日程（第２号）

追加日程　第　３　選挙第２号　副議長の選挙について（議長提出）

追加日程　第　４　発議第１号　常任委員会委員の選任について（議長提出）

追加日程　第　５　報告第１号　常任委員会委員長及び副委員長の報告について（議長提出）

追加日程　第　６　発議第２号　議会広報委員会委員の選任について（議長提出）

追加日程　第　７　報告第２号　議会広報委員会委員長及び副委員長の報告について（議長提出）

追加日程　第　８　発議第３号　議会運営委員会委員の選任について（議長提出）

追加日程　第　９　報告第３号　議会運営委員会委員長及び副委員長の報告について（議長提出）

追加日程　第１０　選挙第３号　南那須地区広域行政事務組合議会議員の選挙について（議長提出）

―――

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

追加議事日程（第１号）に同じ

追加議事日程（第２号）に同じ

［午前１０時００分開会］

○議長（小森幸雄君）　改めましておはようございます。ただいま出席している議員は２０名です。定足数に達しておりますので、平成２０年第４回那須烏山市議会定例会を開会いたします。

ただちに、本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告をいたします。地方自治法第１２１条の規定に基づき、市長以下関係課長等の出席を求めておりますので、ご了解を願います。

次に、本日からの定例会にあたり、去る６月３日に議会運営委員会を開き、議会運営委員会の決定に基づき会期及び日程を編成いたしましたので、ご協力くださるようお願い申し上げます。

◎市長あいさつ

○議長（小森幸雄君）　ここで、市長のあいさつ並びに行政報告を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長　大谷範雄君　登壇　あいさつ〕

○市長（大谷範雄君）　ごあいさつ並びに行政報告を申し上げます。

平成２０年第４回那須烏山市議会定例会を開催させていただきましたところ、議員各位にありましては大変ご多用のところ、ご出席を賜り、まことにありがとうございます。

さて、現在第２期地方分権改革が、平成２０年３月を目途に国の地方分権改革推進委員会により進められております。昨年１１月に公表されました中間とりまとめを土台といたしまして、４月以降、随時勧告がなされる工程となっておりまして、去る５月２８日にその第１次勧告がなされたところであります。

第１次勧告は国から地方、都道府県から市町村などへの権限移譲が数多く盛り込まれております。しかしながら、その実現のためには各省庁との調整と多くのハードルを越えなければならない問題もございます。今後の地方分権の予定は、１１月ごろ国の出先機関見直しの第２次勧告、平成２１年春以降の国と地方の税財政改革を盛り込む第３次勧告等を踏まえながら、秋ごろには新地方分権一括法案が国会に提出される。このような報道がなされているところであります。

内容につきましては、はっきりとまだ見えていないところもございますが、今後、県から市町村への移譲が確実に大幅に進められるものと思慮いたしております。以上のように一括法制定までの期間が短いことや、権限移譲等の規模などを勘案いたしますと、市町村単独では対応

しきれないと懸念をいたしております。

そこで、私は本年５月１２日の栃木県市町村長会議の席上、市長会、町村会共同提案とする形で、県と市町村が十分な連携体制をもとにして、今期地方分権改革に関する情報の収集や受け皿体制の整備等の共同研究など、先立って取り組むべき課題に即応すべく平成２０年度早期において、仮称栃木県地方分権改革検討会議の設置を強く要望したところであります。県といたしましても、その要望に沿いまして体制整備を図ることとなりました。本市といたしましても、地方分権には積極的に対応してまいる所存であります。議員各位におかれましてもご理解の上、ご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

本市の歩みといたしまして、平成１９年度は本市最初の総合計画基本構想前期基本計画、土地利用計画、都市計画マスタープラン、市地域福祉計画、地域情報化計画等、今後の市の行政推進のもととなる各種計画を策定いたしました。

平成２０年度は、これらの計画に基づきまして本格的なまちづくりを始める年、いわば那須烏山市行政推進元年の年であります。４月からさらに行財政集中改革プランなどに基づき、スリムで効率的な行政組織再編により、部制を廃止いたしまして１４課１局体制で事務の執行にあたっております。こども課も新設をし、一貫した子育て支援行政を目指しているところでもございます。

学校再編計画により、新生境小学校が４月に開校いたしました。学校再編は今後も統廃合計画に基づきまして、計画的に進めてまいりたいと考えています。議員各位におかれましてもさらなるご指導、ご鞭撻を賜りますようにお願いを申し上げます。

さて、今期の定例会は、報告案件１件、承認案件１件、条例の制定２件、条例一部改正３件、補正予算案３件、議決案件２件、計１２議案を上程させていただきます。何とぞ慎重審議を賜りますようお願いを申し上げまして、ごあいさつ並びに行政報告とさせていただきます。

○議長（小森幸雄君）　　本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎日程第１　会議録署名議員の指名について

○議長（小森幸雄君）　　日程第１　会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第８０条の規定に基づき、議長において指名いたします。会議録署名議員に

１０番　大橋　洋一君

１１番　五味渕　親勇君を指名いたします。

◎日程第２　会期の決定について

○議長（小森幸雄君）　日程第２　会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。この定例会の会期は、さきに送付したとおり、本日から６月１７日までの８日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君）　異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から８日間に決定いたしました。なお、会期中の会議の予定については、送付してあります会期日程表により行いますので、ご協力をいただきたいと思います。

お諮りいたします。ただいま私事でありますが、議長の辞職願いを提出いたしましたので、直ちに日程を変更し、議事を追加し進めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君）　異議なしと認めます。

したがって、これより日程を追加して議事を進めることに決定いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。なお、市長以下関係職員は市長提案議案に入るまで、退席を願います。

〔市長以下関係職員　退席〕

休憩　午前１０時０７分

再開　午前１０時０９分

○議長（小森幸雄君）　休憩前に引き続き再開いたします。

追加議事日程を事務局長に朗読いたさせます。

〔事務局長　朗読〕

追加議事日程（第１号）

平成２０年第４回那須烏山市議会定例会（第１日）

開　　　　議　平成２０年６月１０日（火）

追加日程第　１　議長の辞職について

追加日程第　２　選挙第１号　議長の選挙について（副議長提出）

以上、朗読を終わります。

○議長（小森幸雄君）　これより私の一身上に関する事件でありますので、除斥のため退場いたします。

したがって、副議長と交替しますので、水上正治副議長、議長席にお願いをいたします。

〔１５番　小森幸雄君　退席〕

○副議長（水上正治君）　　それでは、私がこれから小森議長にかわりまして、議長の職務を行いますので、よろしくお願いいたします。

◎追加日程第１　議長の辞職について

○副議長（水上正治君）　　追加日程第１　議長の辞職についてを議題とします。

書記に朗読させます。

〔書記　朗読〕

辞職願。このたび一身上の都合により、那須烏山市議会議長を辞職したいので、許可されるよう願い出ます。平成２０年６月１０日。那須烏山市議会副議長水上正治様。那須烏山市議会議長小森幸雄。

○副議長（水上正治君）　　お諮りいたします。小森幸雄君の議長辞職願を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（水上正治君）　　異議なしと認めます。

したがって、小森幸雄君の議長辞職を許可することに決定いたしました。

ここで、１５番小森幸雄君の入場を許します。

〔１５番　小森幸雄君　着席〕

○副議長（水上正治君）　　ただいま議長の辞職願許可については、会議に諮った結果、許可されましたので、本席より告知いたします。

１５番小森幸雄君の議長退任のあいさつの発言を許します。

〔１５番　小森幸雄君　登壇　あいさつ〕

○１５番（小森幸雄君）　　一言ごあいさつを申し上げたく思っております。平成１８年５月２日に皆様のご協力をいただいて議長に就任させていただきました。以来、議員の皆さんにはいろいろな面で激励をいただき、協力をいただき、何とか大過なくといいますか、無難に議長職ができたわけであります。

健康にも恵まれまして、ほとんどの会議、ダブったときには副議長さん、あるいは常任委員長さんを振っていただいて、ほとんど行事はこなしてきました。ただいま議長の辞職については許可をいただきましたので、これからは一議員として皆さんとまたスクラムを組んで、市政発展のために全力でやっていく覚悟でありますので、これからも今まで同様皆様の温かいご支

援をいただきたいと思っております。

　まずは、議長の辞職に際して一言お礼を申し上げて、さっぱりした気持ちで１５番席に座らせていただきます。大変お世話になりました。ありがとうございました。（拍手）

〇副議長（水上正治君）　　ここで暫時休憩をいたします。

休憩　午前１０時１４分

再開　午前１０時２６分

◎追加日程第２　選挙第１号　議長選挙について

〇副議長（水上正治君）　　再開いたします。

　追加日程第２　選挙第１号　議長選挙を行います。

　書記に朗読させます。

〔書記　朗読〕

選挙第１号

議長の選挙について

　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１０３条第１項の規定により、議長の選挙を行うものとする。

平成２０年６月１０日提出

那須烏山市議会副議長　水　上　正　治

　以上でございます。

〇副議長（水上正治君）　　お諮りいたします。

　選挙の方法については、地方自治法第１１８条第１項の規定による投票で行うことにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

〇副議長（水上正治君）　　異議なしと認めます。

　したがって、選挙の方法については、投票により行うことに決定いたしました。

　ここで、暫時休憩いたします。

休憩　午前１０時２７分

再開　午前１０時２９分

○副議長（水上正治君）　それでは、再開いたします。

ただいまから議長選挙の投票を行います。議場を閉鎖します。

（議場閉鎖）

○副議長（水上正治君）　ただいまの出席議員は２０名であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第３１条第２項の規定に基づき、１２番大野　曄君、１３番平山　進君を指名します。

投票用紙を配付します。念のため申し上げます。投票用紙は単記無記名であります。

（投票用紙　配付）

○副議長（水上正治君）　投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（水上正治君）　配付漏れはなしと認めます。

投票箱の点検をします。

（投票箱点検）

○副議長（水上正治君）　投票箱の点検の結果、異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

（事務局長点呼・投票）

○副議長（水上正治君）　投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（水上正治君）　投票漏れはなしと認めます。

以上で、投票は終了しました。

これより開票を行います。

１２番大野　曄君、１３番平山　進君、開票の立会いをお願いします。

（開　　票）

○副議長（水上正治君）　それでは、選挙の結果を報告します。

投票総数２０票、有効投票数２０票、佐藤雄次郎候補１０票、水上正治候補１０票、この選挙の法定得票数は５票ですので、どちらもあれなんですが。

ただいまの投票の結果は同数であります。同数の場合はくじによって決定することになっておりますので、事務局から朗読させ、進めさせますのでご了解願います。

○事務局長（田中順一君）　　それでは、今、副議長が申されましたように同数でありますので、同数についてはくじにより決定するということになっておりますので、これからくじをお願いしようと思います。

くじにつきまして説明をいたしますけれども、合計３回引くことになります。まず、くじを引く順番を決めるくじを行います。次に、本くじを引く順番を引いていただきます。それで本くじを引く順番が決まりましたら、本くじということで、合計３回になりますので、間違いのないようにやっていただきたいと思います。

それでは、当人に前に出ていただいてやっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

（くじ引き）

○事務局長（田中順一君）　　それでは、ただいまのくじの結果、水上正治議員が当選されました。報告をいたします。

○副議長（水上正治君）　　それでは、ただいま議長に当選された私がおりますので、会議規則第３２条第２項の規定により、当選の告知をします。

ここで、私から議長就任のあいさつを申し上げます。

〔議長　水上正治君　登壇　あいさつ〕

○議長（水上正治君）　　ただいま皆さんの投票によって、私と佐藤議員が同数ということに相なりました。ご支持いただいた方には大変感謝申し上げますけれども、天のいたずらとはいえ、私が当選しましたけれども、これは佐藤議員も私の先輩でもありますし、同じくこれからまた一緒になって進めていきたいと思いますので、これからも皆さんのために精いっぱい頑張っていきたいと思いますので、よろしくご協力をお願いいたします。大変お世話になります。ありがとうございました。

○議長（水上正治君）　　ただいま副議長が欠員になりましたので、直ちに副議長の選挙を行います。

休憩いたします。

（議場開鎖）

休憩　午前１０時４５分

再開　午前１０時４７分

○議長（水上正治君）　　再開いたします。

追加議事日程第２号を配付いたします。

それでは、追加議事日程を事務局長に朗読させます。

〔事務局長　朗読〕

追加議事日程（第２号）

平成２０年第４回那須烏山市議会定例会（第１日）

開　　　　　議　平成２０年６月１０日（火）

追加日程第　３　選挙第２号　副議長の選挙について（議長提出）

追加日程第　４　発議第１号　常任委員会委員の選任について（議長提出）

追加日程第　５　報告第１号　常任委員会委員長及び副委員長の報告について（議長提出）

追加日程第　６　発議第２号　議会広報委員会委員の選任について（議長提出）

追加日程第　７　報告第２号　議会広報委員会委員長及び副委員長の報告について（議長提出）

追加日程第　８　発議第３号　議会運営委員会委員の選任について（議長提出）

追加日程第　９　報告第３号　議会運営委員会委員長及び副委員長の報告について（議長提出）

追加日程第１０　選挙第３号　南那須地区広域行政事務組合議会議員の選挙について（議長提出）

以上、朗読を終わります。

○議長（水上正治君）　それでは、ここで暫時休憩をいたします。

休憩　午前１０時５０分

再開　午前１０時５９分

○議長（水上正治君）　休憩前に引き続き再開いたします。

◎追加日程第３　選挙第２号　副議長の選挙について

○議長（水上正治君）　追加日程第３　選挙第２号　副議長選挙を行います。

書記に朗読させます。

〔書記　朗読〕

選挙第２号

副議長の選挙について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１０３条第１項の規定により、副議長の選挙を行うものとする。

平成２０年６月１０日提出

那須烏山市議会議長　水　上　正　治

以上でございます。

○議長（水上正治君）　お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第１１８条第１項の規定による投票で行うことにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君）　異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法については、投票により行うことに決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩　午前１１時００分

再開　午前１１時０１分

○議長（水上正治君）　それでは、再開いたします。

ただいまから副議長選挙の投票を行います。議場を閉鎖します。

（議場閉鎖）

○議長（水上正治君）　次に、立会人を指名します。会議規則第３１条第２項の規定に基づき、１２番大野　曄君、１３番平山　進君を指名します。

投票用紙を配付します。念のため申し上げます。投票用紙は単記無記名であります。

（投票用紙　配付）

○議長（水上正治君）　投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君）　配付漏れはなしと認めます。

投票箱の点検をいたします。

（投票箱点検）

○議長（水上正治君）　投票箱の点検の結果、異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票

願います。

（事務局長点呼・投票）

〇議長（水上正治君）　　投票漏れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

〇議長（水上正治君）　　投票漏れはなしと認めます。

以上で、投票は終了しました。

これより開票を行います。

１２番大野　曄君、１３番平山　進君、開票の立会いをお願いいたします。

（開　　票）

〇議長（水上正治君）　　それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数２０票、有効投票数１９票、無効投票数１票、大橋洋一候補９票、五味渕親勇候補１０票であります。この選挙の法定得票数は５票です。したがって、五味渕親勇君が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

（議場開鎖）

〇議長（水上正治君）　　ただいま副議長に当選されました五味渕親勇君が議場におりますので、本席から会議規則第３２条第２項の規定により当選の告知をします。

ここで副議長に当選された五味渕親勇君の副議長就任のあいさつを許します。では、お願いします。

〔副議長　五味渕親勇君　登壇　あいさつ〕

〇副議長（五味渕親勇君）　　ただいまの副議長選挙に皆様方の多大なるご支持をいただきまして、当選することができました。今後議長を補佐し、微力ではございますけれども、誠心誠意、死力を尽くしまして議会活動に邁進してまいる覚悟でございますので、どうぞ皆様方のさらなるご協力のほどをお願いいたします。本日はまことにありがとうございました。

〇議長（水上正治君）　　それでは暫時休憩します。

休憩　午前１１時１２分

再開　午後　２時１５分

〇議長（水上正治君）　　休憩前に引き続き再開いたします。

◎追加日程第４　発議第１号　常任委員会委員の選任について

○議長（水上正治君）　　追加日程第４　発議第１号　常任委員会委員の選任についてを議題とします。

書記に朗読させます。

〔書記　朗読〕

発議第１号

常任委員会委員の選任について

那須烏山市議会委員会設置及び運営条例（平成１７年那須烏山市条例第１６６号）第１０条第１項の規定により、常任委員会委員の選任を行うものとする。

平成２０年６月１０日提出

那須烏山市議会議長　水　上　正　治

○総務企画常任委員会委員（６名）

松　本　勝　栄	五味渕　　　博	佐　藤　雄次郎
野　木　　　勝	水　上　正　治	小　森　幸　雄

○文教福祉常任委員会委員（７名）

渡　辺　健　寿	髙　徳　正　治	五味渕　親　勇
平　塚　英　教	樋　山　隆四郎	滝　田　志　孝
髙　田　悦　男		

○経済建設常任委員会委員（７名）

久保居　光一郎	沼　田　邦　彦	佐　藤　昇　市
大　橋　洋　一	大　野　　　曄	平　山　　　進
中　山　五　男		

○議長（水上正治君）　　常任委員会委員の選任については、委員会条例第１０条第１項の規定により、発議第１号のとおり指名します。

◎追加日程第５　報告第１号　常任委員会委員長及び副委員長の互選について

○議長（水上正治君）　　追加日程第５　報告第１号　常任委員会委員長及び副委員長の互選についてを議題とします。

各常任委員会の正副委員長の互選の結果を事務局長に報告させます。

〔事務局長　朗読〕

総務企画常任委員会委員長野木　勝、副委員長五味渕　博。

文教福祉常任委員会委員長髙田悦男、副委員長渡辺健寿。

経済建設常任委員会委員長沼田邦彦、副委員長久保居光一郎。

以上です。

○議長（水上正治君）　　各常任委員会の委員長並びに副委員長については、ただいまの報告のとおり互選されました。

◎追加日程第６　発議第２号　議会広報委員会委員の選任について

○議長（水上正治君）　　追加日程第６　発議第２号　議会広報委員会委員の選任についてを議題とします。

書記に朗読させます。

〔書記　朗読〕

発議第２号

議会広報委員会委員の選任について

那須烏山市議会委員会設置及び運営条例（平成１７年那須烏山市条例第１６６号）第１０条第１項の規定により、議会広報委員会委員の選任を行うものとする。

平成２０年６月１０日提出

那須烏山市議会議長　水　上　正　治

○議会広報委員会委員（８名）

松　本　勝　栄	渡　辺　健　寿	久保居　光一郎
髙　徳　正　治	佐　藤　昇　市	野　木　　　勝
五味渕　親　勇	平　塚　英　教	

○議長（水上正治君）　　議会広報委員会委員の選任については、委員会条例第１０条第１項の規定により、発議第２号のとおり指名します。

◎追加日程第７　報告第２号　議会広報委員会委員長及び副委員長の互選について

○議長（水上正治君）　　追加日程第７　報告第２号　議会広報委員会委員長及び副委員長の互選についてを議題とします。

正副委員長の互選の結果を事務局長に報告させます。

〔事務局長　朗読〕

議会広報委員会委員長久保居光一郎、副委員長髙徳正治。

○議長（水上正治君）　　広報委員会の委員長並びに副委員長については、ただいまの報告のとおり互選されました。

◎追加日程第８　発議第３号　議会運営委員会委員の選任について

○議長（水上正治君）　　追加日程第８　発議第３号　議会運営委員会委員の選任についてを議題とします。

書記に朗読させます。

〔書記　朗読〕

発議第３号

議会運営委員会委員の選任について

那須烏山市議会委員会設置及び運営条例（平成１７年那須烏山市条例第１６６号）第１０条第１項の規定により、議会運営委員会委員の選任を行うものとする。

平成２０年６月１０日提出

那須烏山市議会議長　水　上　正　治

○議会運営委員会委員（７名）

久保居　光一郎	沼　田　邦　彦	佐　藤　昇　市
野　木　　　勝	中　山　五　男	滝　田　志　孝
髙　田　悦　男		

○議長（水上正治君）　　議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第１０条第１項の規定により、発議第３号のとおり指名します。

◎追加日程第９　報告第３号　議会運営委員会委員長及び副委員長の互選について

○議長（水上正治君）　　追加日程第９　報告第３号　議会運営委員会委員長及び副委員長の互選についてを議題とします。

議会運営委員会の正副委員長の互選の結果を事務局長に報告させます。

〔事務局長　朗読〕

議会運営委員会委員長中山五男、副委員長佐藤昇市。

○議長（水上正治君）　　議会運営委員会の委員長並びに副委員長については、ただいまの報告のとおり互選されました。

◎追加日程第１０　選挙第３号　南那須地区広域行政事務組合議会議員の選挙について

○議長（水上正治君）　　追加日程第１０　選挙第３号　南那須地区広域行政事務組合議会議員の選挙についてを議題とします。

南那須地区広域行政事務組合議会議員でありました佐藤雄次郎君、野木　勝君、五味渕親勇君、大野　曄君、髙田悦男君が辞任しましたので、後任の議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は指名推選により行いたいと思いますがご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君）　　異議なしと認めます。

選考結果を事務局から報告いたします。

〔事務局長　朗読〕

選挙第３号

南那須地区広域行政事務組合議会議員の選挙について

南那須地区広域行政事務組合規約第６条第２項の規定に基づき、議員の選挙を行うものとする。

平成２０年６月１０日提出

那須烏山市議会議長　水　上　正　治

○当選人（５人）

佐　藤　昇　市	平　山　　進	水　上　正　治
平　塚　英　教	滝　田　志　孝	

○議長（水上正治君）　ただいまの報告のとおり指名した５人を当選人とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君）　異議なしと認めます。

したがって、以上５名が南那須地区広域行政事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選された５名の議員が議場におられますので、本席から会議規則第３２条第２項の規定に基づき、当選の告知をします。

ここで、暫時休憩をいたします。

休憩　午後　２時２３分

再開　午後　２時３０分

〔市長以下関係職員　着席〕

○議長（水上正治君）　休憩前に引き続き再開いたします。

◎日程第３　報告第１号　平成１９年度那須烏山市一般会計繰越明許費繰越計算書について

○議長（水上正治君）　　日程第３　報告第１号　平成１９年度那須烏山市一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。なお、議案書の朗読については、会議規則第３６条の規定に基づき、議長が必要と認めた場合を除き省略します。

　市長の提案理由の説明を求めます。

　市長大谷範雄君。

〔市長　大谷範雄君　登壇〕

○市長（大谷範雄君）　　報告第１号の提案理由の前に一言ごあいさつを申し上げます。このたび、正副議長のご就任にあたりまして一言お祝いの言葉を申し上げたいと思います。

　ただいま、ここに第３代議長といたしまして、水上正治議員が就任をされたわけであります。心からお祝いを申し上げます。さて、今さら申し上げるまでもなく、議員におかれましては卓越した政治手腕、すぐれた識見、指導力が認められたことはもちろんでありますが、多くの市民からの厚い信望を得られているものと拝察をいたすところでございます。

　議会におきましては、各役員の選出、各委員会の構成など、今後の議会運営にかかわる重要な事項が決定されましたが、新たに就任をされました議長さんを初め各委員会に就任をされました議員各位におかれましては、那須烏山市にふさわしいまちづくり推進をしていくために、引き続きご指導、ご尽力いただきますようお願いを申し上げる次第でございます。

　終わりに、本日、開会まで議長、副議長として市政全般にわたりご尽力を賜りました小森議長さんを初め、この各役員等を務められました議員各位に敬意を表し、感謝を申し上げる次第であります。大変ご苦労さまでございました。改めまして議員各位のますますのご健勝、ご活躍をご祈念申し上げまして、お祝いの言葉とさせていただきます。

　報告第１号　提案理由の説明を申し上げます。平成１９年度那須烏山市一般会計繰越明許費繰越計算書についてであります。本案は、地方自治法第２１３条の規定に基づきまして、平成２０年第２回那須烏山市議会定例会３月議会におきまして、翌年度へ繰り越す予算措置をいたしましたので、地方自治法施行令第１４６条第２項の規定により報告をするものであります。

　繰越事業の概要であります。１つ目は事業名、認知症高齢者グループホーム整備事業であります。繰越額が１，２００万円。繰越理由であります。公募により決定をした認知症高齢者グループホーム整備実施法人の当該施設整備に際しまして、法人側で計画検討及び建築確認等法の手続きに不測の時間を要し、年度内完結は困難であり、かつ２カ年度にわたり補助金の交付を行う必要が生じたために、繰り越しとなったものであります。

　２つ目は、畜産基盤再編総合整備事業であります。繰越額４，９３７万８，０００円であります。繰越理由ですが、前年９月下旬に工事を発注し、年度内完成を予定いたしておりましたが、

建築確認許可を受けるにあたり不測の時間を要し、年度内の完了が困難になったため繰り越しをしたものでございます。

以上のとおり、２件報告をさせていただきます。慎重審議をいただきまして、ご承認賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（水上正治君）　　以上で提案理由の説明が終わりました。

本件は報告案件でありますが、この際、質疑があればこれを許します。

１番松本勝栄君。

○１番（松本勝栄君）　　単位が千円が抜けているんでしょうか。

○議長（水上正治君）　　総合政策課長国井　豊君。

○総合政策課長（国井　豊君）　　大変申しわけございません。単位は千円でございます。千円でご訂正をお願いできればと思います。大変申しわけございません。

○議長（水上正治君）　　ということで訂正を、前に千円を入れて、千円ということでお願いいたします。

ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君）　　ほかに質疑がないようですので、報告第１号については報告のとおり承認することと認めます。

よって、報告第１号については、報告のとおり承認することといたします。

◎日程第４　議案第４号　専決処分の承認を求めることについて

○議長（水上正治君）　　日程第４　議案第４号　専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長　大谷範雄君　登壇〕

○市長（大谷範雄君）　　ただいま上程となりました議案第４号　専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、今回の市税条例の一部改正は、平成２０年度税制改正に伴う地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が４月３０日にそれぞれ公布をされ、公布の日から施行されることになりましたことから、那須烏山市税条例の一部を改正する必要が生じました。しかしながら、議会を招集するいとまがありませんでしたことから、地方自治

法第１７９条第１項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

主な改正内容であります。個人住民税における寄附金控除制度の拡充及び公的年金からの特別徴収制度の新設、また、公益法人制度改革等に伴う法人住民税と固定資産税の非課税措置、さらに省エネ改修工事を行った既存住宅に係る固定資産税の減額措置の創設等であります。

その他の改正につきましては、心身障害者等に対する軽自動車税の減免と地方税法等の一部改正に伴う改正で、特例期間の延長や項ずれ、説明条文の削除等による所要の整備でございます。

詳細につきましては、税務課長より補足説明をさせたいと思いますので、慎重審議をいただきましてご承認賜りますようにお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（水上正治君）　次に、担当課長の補足説明を求めます。

税務課長高野　悟君。

○税務課長（高野　悟君）　命によりまして、税条例の一部改正の内容について補足説明させていただきます。

その前に、大変申しわけありませんが訂正をお願いしたいと思います。新旧対照表をごらんいただきたいと思いますが、２９ページの中段なんですが、第１９条の第２項の５行上なんですが、以下この項及び附則第１９条の３、アンダーラインが入っていると思います、右側の古いほうにもアンダーラインが入って全く同じものが入っています。まことに申しわけありません。左側の新しいほう、ここのアンダーラインの部分をカットしていただきたいと思います。削除というふうな訂正になります。

もう一つまことに申しわけありません。３７ページ、下から５行、これは１字脱字なんですが、「とみなれる」となっていますが、「とみなされる」と「さ」を追加いただければと思います。まことに申しわけありません。

それでは、内容の説明に入らせていただきますが、税条例の改正条例は、正直言いまして私が見ても何が何、何が何と全然つながらないと思います。そんなことで、新旧対照表で説明させていただいたほうがおわかりかなと思いますので、新旧対照表で説明したいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

第１９条納期限後に納付し、または納入する税金または納入金にかかる延滞金の部分でありますが、先ほど市長の提案理由の中にもありましたように、今回の地方税の改正によりまして、６５歳以上の方の個人住民税は平成２１年度から特別徴収というふうに変わります。そんなことで、この年金所得者についての特別徴収にかかる部分についても延滞金の対象になるという

ことで、その部分の追加であります。

次に、下の第２３条になります。今のところ以外にもアンダーラインで訂正箇所がありますが、これはすべて同じ、今申し上げた年金所得者の特別徴収の関係ですね、延滞の関係で条項の説明でございます。

市民税の納税義務者等ということで第２３条は入っておりますが、これは下のほうですね。第４項になりますが、右側に文章が入っていまして、左側も削除になっております。これは公益法人関係税制の改正によりまして、法人のとらえ方がはっきりしまして、細かい説明をしなくても、「市内に寮、宿泊所、クラブその他、これらに類する施設を有する法人で当該市内に事務所または事業所を有しないものということで、それで説明は足りるような公益法人関係税制の改正ですっきりしたものでございます。均等割のみかかる部分であります。

次の２ページをごらんいただければと思います。第３項にも新旧でごらんいただければおわかりかと思いますが、左側ですね。アンダーラインで第３１条第２項の表第１号において、「人格のない社団等」ということで、それが追加になっております。これも先ほど申し上げましたような関係で、公益法人関係税制の改正で、その第３１条をごらんいただければ随分変わったなというふうな見方ができるかと思いますが、今までの税条例ですね、規模の大きいものが一番上にありました。右側を見ていただければわかるかと思いますが。今度、地方税法、法人税法が変わりまして、こういったことでどちらかというと規模の小さいといいますか、下からずっと積み上げて整理して見やすくするといった整理がされました。中身的にはさほど変わっておりませんが、そういうことで多分これ、皆さんも見やすくなったのではないかと思いますが、そういうことで整理されております。

そういうことで、アンダーラインが全面改正といいますか、表そのものが変わっております。均等割ですが、税率で入っておりますけれども、これ全部逆の、今までのものは上が大規模な企業、今度は小さいところからずっと大きくなっていくということで、その区分の仕方は全く変わっておりません。そういうふうにご理解いただければと思います。法人の均等割の表については中身の説明は省略させていただきたいと思います。

次に５ページで所得割の課税標準、第３３条です。これは後で第３４条の８あるいは９ということで旧法では第３４条の８で、新しいほうでは第３４条の９ということでなっておりますが、寄附金税額控除という項目が１つ途中に入ってきますので、項ずれというんですかね、第３４条の８だったものが第３４条の９になるということで、中身的には第３４条の中身は変わっておりません。

次、所得控除、第３４条の２です。今、申し上げましたように、寄附金控除、今までは所得控除だったんです。今回のふるさと納税の関係で、所得控除ではなくて税額控除に変わりまし

た。体系が全く変わりました。それと、後でその寄附金控除の中身のところで細かい点は説明させていただきますが、そういうことで所得控除のところからその寄附金控除の部分が削除、いわゆる税額控除のほうにいくということでご理解いただければと思います。

寄附金税額控除、第３４条の７、これが新しく税額控除のほうに加わったということであります。寄附金税額控除のところに入ってきましたので、ここで税額控除の中身、寄附金控除の中身を説明させていただければと思います。ここに文章で入っておりますが、これを読んでも多分わからないと思います。私もやっとわかりましたけれども。

この対象は平成２０年１月１日以降に、地方自治体と日本赤十字、共同募金会、この３つのところに寄附した場合にふるさと納税に該当するということで、地方税のほうでは寄附金税額控除に該当するということになります。この寄附金税額控除ですが、今までは所得控除だったわけですが、地方税では１０万円を超えなければ寄附金控除の該当にならなかったわけです。今回の改正で下限５，０００円を超えた分がこの寄附金税額控除の対象になります、ただし、計算式はありますけれども。

ただしがつくんですが、所得割額の１０％が上限といいますか、先ほど言いましたように５，０００円が下限ですので、例えば１０万円寄附した。そうしますと、その対象になるのは５，０００円引きますから９万５，０００円がこの対象寄附金ということになるわけです。その９万５，０００円の６％が市民税の控除の基礎額になるんですが、それとさらに、その９万５，０００円掛ける所得税のほうでも寄附金控除の該当になりますので、所得税のほうでも１０％が対象になります。

５，０００円を超えた分が１０％対象になりますので、９万５，０００円掛ける１０％所得税があるということなものですから、まず１００から１０を引いて９０％、そこから皆さん方、それぞれ違うかもしれませんが、所得税の限界税率というんですが、私の場合は１０％ですけれども、９０から１０を引いて８０％が９万５，０００円掛ける８０％の数字ですね。それの６割、５分の３、市民税の場合はその６割が市民税ですから、その５分の３を掛けた数字、それと先ほどの９万５，０００円の６％の数字を足した金額が税額控除ということになります。

非常に計算がわかりづらいですが、２段構えでありますので、あまり寄附金額が多いと全部は控除になりません。９万５，０００円の６％足す９万５，０００円の私の場合であれば８０％ですけれども、８０％の数字、それで所得割額の１割を先ほどの６％に足した数字が住民税の税額から控除になります。

これは税条例なものですから、市民税の話しかできないんですけれども、このほかに県民税があるわけですね。それを合わせれば住民税となって、６％ではなくて１０％になるんですが、市民税が６％、県民税が４％、１０％でそういうことになりますけれども、今、これは税条例、

市民税の数字なものですから、ちょっとややこしいんですけれども、そういうことでいずれにしましても、２段構えで所得割の税額から寄附金税額控除がされるんだ。新しくなったんだと。今までのように所得控除ではなくて税額控除なんだと。さらに下限が１０万円ではなくて５，０００円を超えた分だというふうに簡単に頭の中で置いていただければと思います。

そんなことで、後でまた質問の中で細かい点は説明したいと思いますが、そういうことで平成２０年１月１日以降の寄附が対象になります。それから、当然のことですが、平成２１年度の住民税からこれの控除になりますということでご理解いただきたいと思います。

この下の関係は今お話しした中身がずっと文章になっております。これは後でじっくり見ていただければよろしいのかなと思います。

第３４条の８、外国税額、これは条項の繰り下がり、繰り上がりということで、右を見ていただければわかると思いますが、第３１４条の７が第３１４条の８になるとか、そういったことで条項の繰り上がり、繰り下がりでございます。

８ページについても、寄附金控除が今度は税額控除になるので削除されるということで空欄になっているかと思います。空欄になったり、今度は税額控除になるということで文言の整理がされているところです。

○議長（水上正治君）　　課長に申し上げます。簡潔明瞭にさっきのふるさと納税については全員協議会でやっていますので、そういう形で説明してください。

○税務課長（高野　悟君）　　非常にボリュームがありますので、大幅に変わった点を中心に飛ばさせていただきます。

次に、先ほどの市長の説明の中にもありましたけれども、９ページ、第３８条個人市民税の徴収の方法です。ここで先ほどの６５歳以上の方については住民税、平成２１年度から特別徴収の対象になるということの条文ですね。そういうことがここに加わったということであります。

その下の第４４条の関係につきましても、それらの整理で給与所得の中身ですけれども、それを明確に給与所得、公的年金等所得、そういう文言が入って説明をしているわけです。

それから、次の１０ページになりますが、給与所得にかかる特別徴収義務者の指定、これもその説明をしているわけですね。文言の整理ということでずっといきます。年金と区分するためにそういう言葉が入ってきたということです。第４７条の２、１１ページになりますが、ここで新しく公的年金等にかかる所得にかかる個人の市民税の特別徴収ということで、これが追加して給与所得とは分離といいますか、新しくこの条文を立てて同じように説明しているところです。平成２１年度ですけれども、最初に始まるのは平成２１年の１０月から特別徴収ということになります。

平成２１年度は普通徴収といいますか直接お支払いいただくんですが、その１期と２期については直接払って、１０月の支払いの月から２分の１になるんですが、平成２１年度の１０月から特別徴収が始まるということになります。初年度ですから半分だけになりますけれども、次年度からはずっと偶数月ですね、年金の支払いは。年６回の徴収月ということになります。それらの説明がここにずっと書いてあるわけです。

その特別徴収義務者ということになりますが、これは年金保険者が特別徴収義務者ということで、徴収したものを翌月の１０日までに市のほうに納入しなければならないというのが第４７条の４ということになります。

中途で始まる方々については、やはり仮徴収ということで始まって、次の年からは本徴収といいますか、精算も含めてですが、平年ベースになっていくわけです。それが第４７条の５ということでずっとなっていきます。ただし、年金所得者でも年金以外の所得がある方については、給与所得者についてもあるんですが、普徴差額とかあるいは年金から一時的に大きな所得があったということで年金から引くことができない場合、それは普通徴収ということで、希望でそれもできるということがその後の条項に記載されているところです。

１４ページの法人市民税の関係ですが、これらについては文言の整理で中身的には変わっておりません。

○議長（水上正治君）　　再度申し上げます。ポイントを絞って説明してください。

○税務課長（高野　悟君）　　あとは、１５ページ等についても法人ですね、名称変更とか呼称変更の関係で直っているところがあります。

１６ページをごらんいただきたいと思います。これは新しいところです。第９０条身体障害者等に対する軽自動車税の減免、これは今までもあったわけです。ただし、本人が所有して家族が運転している場合ですが、本人が所有するものについてしか減免の対象にならなかったわけです。これを見直しまして、次年度から障害者本人のために使う軽自動車について当然のことですが、障害者の方、対象者は１人１台です。普通車のほうで、県税事務所のほうで減免を受けている方はこれはできません。どちらか一方ということになりますが、そういうことで本人が所有ではなくても、今度は該当するように、福祉施策との関係ということで拡大をしたということであります。障害者のための軽自動車税の減免は平成２１年度から該当するようにさせていただきました。

あとは附則の関係です。先ほど途中で大きなところでいつからいつからということは申し上げてきましたので、その関係は省略してもよろしいのかなというふうに思っております。

２１ページをごらんいただきたいと思います。これは税源移譲の関係にもなるんですが、個人住民税の住宅資金等の特別税額控除が今年度から該当してきます。いわゆる所得税のほうの

関係の税率が、今度税源移譲で国税のほうが税率が下がったということで、住宅ローンの関係で所得税のほうから引き切れない方、これは平成１１年から平成１８年度に入居を完了した方が該当するんですが、そんなことで今年度から住民税のほうから控除できるということになりました。

これはことしの２月から３月にかけての税の申告のときに該当者と面談の中で処理してありますので、該当者については３０４人は手続き済みでありますが、そんなことでことしから該当して住民税から控除になるということです。ただし、住民税から控除になるということで市民税が減収になってしまうわけですが、これらにつきましては国のほうから全額補てんされるということであります。

あとは先ほどの条例のほうで説明した中身の細かいところの説明になっておりますので、あとは質問の中でお答えしていきたいと思っております。大変雑ぱくですが説明を終わります。

○議長（水上正治君）　以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

１６番平塚英教君。

○１６番（平塚英教君）　議案第４号の専決処分の承認を求める件でありますが、これらは２００８年度の地方税法改正に伴うものであります。参議院の総務委員会で審査中にもかかわらず、衆議院で６０日を経過したということで、みなし否決とされて、衆議院本会議で再議決という形で成立したものであります。

地方税法の主な改正内容は今いろいろ説明がありましたが、個人住民税における寄附金税制の拡充、２つ目には上場株式などの譲渡益と配当金の損益通算の導入、上場株式等の譲渡益配当に対する優遇税制の上限を定めて２年延長。

このほかに道路特定財源の暫定税率の延長とか、公益法人改革に伴う課税方法の変更、低燃費自動車に対する自動車取得税特例の延長、クリーンディーゼル自動車の自動車取得税特別措置の創設、６つ目に省エネ改修への固定資産税減額措置の創設、また、２００年住宅を取得した場合の特例措置、新規住宅の固定資産税減額措置の延長、７つ目に公的年金からの個人住民税の特別徴収導入、８番目には非課税などの特別措置の整理統合、合理化というような内容だと思います。

その中で、特に本市として関係しているものは、今、課長のほうで説明がありましたように、個人住民税の来年１０月からの６５歳以上の公的年金からの特別徴収、また、ふるさと納税制度の寄附金に対する税額控除、３つ目に公益法人等の均等割の変更、これが主な改正点かと思われますが、その中で、特に個人住民税の６５歳以上を来年１０月から公的年金から特別徴収するということでありますが、おおむね何名ぐらいになるか。額は幾らぐらいになるというよ

うな見込みがあれば、ご説明をいただきたいというふうに思います。

○議長（水上正治君）　　税務課長高野　悟君。

○税務課長（高野　悟君）　　公的年金の個人住民税ですね。これは正直言いまして、私も知りたくて先ほどまで調べられるかということでやってもらったんですが、年金のほうの関係、今は普通徴収で直接納めているわけですけれども、正直言いまして数字は今のところ出ておりません。特別徴収といいますか、給与所得者については年齢で全部出てくるんですが、それも早いうちにつかんでおきたいなというふうに思っております。（「では、後で報告してください」の声あり）

○議長（水上正治君）　　ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君）　　質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君）　　異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

１６番平塚英教君。

○１６番（平塚英教君）　　今回の専決処分は、先ほど申し上げましたように、地方税法の改正に伴うものでありますが、ふるさと納税制度の導入につきましては、地方交付税を大幅にカットする中で、ふるさと出身の方からもらって収入の足しにしなさいということなので、これはこれなりに問題があるかなというふうに思いますが、今回反対の理由は、この年金からの個人住民税の特別徴収、これは既に所得税の源泉徴収分や介護保険料に加えまして、この４月からは国民健康保険税と後期高齢者医療保険料が特別徴収されております。本人の意思を踏まえないで年金から天引きするというようなことに対して、多くの年金生活者から批判が出ております。私もそういう立場でこれを導入することは反対であります。以上で反対の理由とさせていただきます。

○議長（水上正治君）　　次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君）　　ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第４　議案第４号について、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（水上正治君）　　起立多数。

よって、議案第４号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎日程第５　議案第５号　那須烏山市診療所医師の給与の特例に関する条例の制定について

○議長（水上正治君）　　日程第５　議案第５号　那須烏山市診療所医師の給与の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

本案についての提出理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長　大谷範雄君　登壇〕

○市長（大谷範雄君）　　ただいま上程となりました議案第５号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本条例案は、熊田診療所医師の採用に伴いまして、地方自治法第２０４条及び地方公務員法第２４条の規定に基づきまして、医師の給与に関して必要な事項を定めるため制定するものであります。

現在、熊田診療所嘱託医師として勤務をされております島田医師につきましては、昭和４５年に熊田診療所に赴任以来、３８年にわたり地域医療に従事されまして、多大な貢献をいただきましたが、一身上の都合によりまして本年７月３１日をもって退職されることとなりました。

熊田診療所はご承知のとおり、地域医療の中核をなす施設でありますことから、後任の医師につきましても各方面に打診をしてまいりましたが、幸いにも適任者として有我医師の内諾をいただくことができました。有我医師は東北大学医学部を卒業後、仙台市立病院、東北大学医学部附属病院、旧国立水戸病院等の勤務を経た後、福島県只見町只見町立朝日診療所に勤務をされ、地域医療にも造詣の深い方でございます。なお、採用は７月１日付となります。

詳細につきましては、総務課長より補足説明をさせたいと思います。何とぞ慎重審議の上、可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（水上正治君）　　次に、担当課長の補足説明を求めます。

総務課長木村喜一君。

○総務課長（木村喜一君）　　それでは、命によりましてただいま上程中の条例案につきまして、補足説明させていただきます。

７月１日に採用される職員につきましては、通常は那須烏山市職員給与条例を適用しまして

給与等の支払いをするところでございますけれども、医師という職務を勘案しまして通常とは異なった取り扱いをする部分も出てくるということで、その部分を取り出した条例の制定でございます。

どんなものがあるかと言いますと、まずは給与でございますけれども、給与には給料、手当等たくさんございますけれども、医師に関しましてはそのほかに初任給調整手当、それから特殊勤務手当というものを給料の中に加えるというのがまず１つでございます。これが第２条のほうでございます。

それから、給料表の特例ということで第３条に書いてありますが、今まで職員の給与条例の中には医療職の給料表はございません。それを今回特例条例の中に医療職の給料表を表現するという内容でございます。

それから、第４条に先ほど給料の種類の中で初任給調整手当という表現をいたしましたが、この初任給調整手当につきましては、人口の少ない市町村にあって職員の欠員があったときに、その補充が非常に難しいという地域にあって、手当として支給されます手当でございます。これにつきましては、月額２６万８，５００円を超えない範囲内で３５年間の期間内において、最高額をもらうのは２６万８，０００円でございますが、ある年限を過ぎますと毎年減額していくという内容の調整手当でございます。

それから、第５条のほうには特殊勤務手当という項目を設けております。医師ということで医師手当、地域医療関係の研究をしていただくということで医学手当という２つの手当を支給する予定でおります。なお、これら特例に関する条例の策定にあたりましては、那須南病院のほうとも内容を調整した上で今回この条例を提案しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（水上正治君）　　以上で提出理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

１番松本勝栄君。

○１番（松本勝栄君）　　ちょっと聞きたいんですが、第４条の初任給調整手当、採用の日から３５年以内の期間ということなんですが、これはどこから引っ張ってきたのか。

それともう一つ、当該の医師は何号級の職務級は何級なのかお願いしたいと思います。

○議長（水上正治君）　　総務課長木村喜一君。

○総務課長（木村喜一君）　　説明申し上げます。第４条の初任給調整手当につきましては、人事院規則に基づきます調整手当でございます。期間は３５年ということになっておりますが、３５年は医師免許を取得した日から３５年というふうなことでご理解ください。

それから、今回、有我医師の格付でございますが、３ページのほうに給料表がございますが、那須南病院のほうと調整しながら３級の３４号、４７万２，６００円の給料月額の適用でございます。

○１番（松本勝栄君）　　了解しました。

○議長（水上正治君）　　ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君）　　質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君）　　異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま上程中の議案第５号　那須烏山市診療所医師の給与の特例に関する条例の制定については、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君）　　異議なしと認めます。

よって、議案第５号については、総務企画常任委員会に付託いたします。

◎日程第６　議案第６号　那須烏山市ふるさと応援基金設置及び管理条例の制定について

○議長（水上正治君）　　日程第６　議案第６号　那須烏山市ふるさと応援基金設置及び管理条例の制定についてを議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長　大谷範雄君　登壇〕

○市長（大谷範雄君）　　ただいま上程となりました議案第６号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本条例案は、平成２０年４月３０日に公布されました地方税法等の一部を改正する法律により、ふるさと納税制度が創設をされたことに伴いまして、那須烏山市を愛し、ふるさとの応援や那須烏山市への貢献をしようとする積極的な個人及び団体の方々から寄附金を積み立て、那須烏山市の飛躍と発展の思いを生かすことができるように設置をいたしたいと考えております。

詳細につきましては、総合政策課長に説明させたいと思いますので、慎重審議をいただきまして可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（水上正治君）　　次に、担当課長の補足説明を求めます。

総合政策課長国井　豊君。

○総合政策課長（国井　豊君）　　命によりまして補足説明させていただきます。

議案書の１ページをごらんいただきたいと思います。本条例、那須烏山市ふるさと応援基金の設置及び管理条例でございますが、目的といたしましては先ほど市長から説明があったとおりでございます。

まず、条例の第１条、主旨でございますけれども、地方自治法の規定に基づき、本基金の設置管理及び処分に関しまして必要な事項を定めることといたしているものでございます。

第２条の設置につきましては、先ほど市長提案説明のとおりでございまして、設置の目的を規定をいたしたものでございます。

第３条の積み立てでございますけれども、本条の第１号から第５号の事業の財源に充てることを目的に募った寄附金、いわゆるふるさと納税制度によります寄附金でございます。及びこの基金から生じます運用益金その他の収入をもって積み立てを行うことができる旨の規定でございます。

第４条管理でございますが、第４条第１項につきましては現金の管理でございまして、最も確実かつ有利な方法で管理をしなければならないという規定でございます。第２項につきましては、この基金に属する現金につきましてでありますが、確実かつ有利な有価証券にもかえることができますという規定でございます。

第５条の運用益金の処理でございますが、基金の運用益が生じます収益等につきましては、予算に計上いたしまして第３条の各号に該当する事業の財源に充てて、またはこの基金に繰り入れすることができますという規定でございます。

第６条の振替運用でございますが、この基金につきまして確実な繰り戻しの方法、期間及び利率等を定めて、基金に属する現金を歳計現金に振り替えて運用ができる旨の規定でございます。

会計年度につきまして第７条でございますが、基金の収支計算については１会計年度によります。

第８条の処分でございますが、この基金の処分については第３号の各号に規定いたします事業の財源に充てる場合に限り、その全部または一部を処分することができる旨の規定でございます。

委任でございますが第９条でありますが、この条例に定めるもののほか、必要な事項につきまして市長が別に定める旨の規定でございます。

附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（水上正治君）　　以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

１６番平塚英教君。

○１６番（平塚英教君）　　市のふるさと応援基金の設置及び管理条例でございますが、これは先ほどありましたように、ふるさと基金の関係でございますが、積み立てに５項目あります。基金は１つのふるさと応援基金ということで積み立てをするんだろうというふうに私は思うんですけれども、この５項目のように寄附ごとに分類をして積み立てをするという考え方なんですかね。使うときにもその寄附いただいた方の主旨に沿ってその運用はしていくということになるのか。ある程度市の弾力的な運用というのか、そういうことも可能なのか。その辺の考え方はどのようなことなのかご説明いただきたいと思います。

○議長（水上正治君）　　総合政策課長国井　豊君。

○総合政策課長（国井　豊君）　　ただいまの質問でございますが、基金につきましては１本で管理をする予定でございます。なお、寄附金を募るにあたりましては、ここにありますように１号から５号のようなものに本市としては使わせていただきたいというふうな旨でＰＲをする予定にしてございますので、寄附者が寄附するにあたりましては、これらの目的に沿った事業に寄附の願いがあれば、この寄附者の意図に沿って予算の中で措置をしていきたいという考え方でございますので、この１号から５号までに色分けをして基金を積むということではなくて、１本で積み立てをして、この事業に寄附者の意向にあわせた事業に沿った予算の中で使わせていただきたいということでございます。

○議長（水上正治君）　　市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君）　　補足をいたしますが、創設基金は１本でやりたい。財布は１本ですね。これは財産上５項目に分けておりますが、ご案内のように、大体この５項目で市政全般の内容は包含されているとご理解をいただきたいと思います。寄附者によっては、あるいは福祉に使ってくれとか道路に使ってくれとか、いろいろ目的てきな基金のことでの寄附者も多分いるのではないかと思いますので、それは明確にしておきたいということでございます。

したがいまして、環境に使いたいということは、ある程度何年か後にたまりましたら、そういった総合計画の中での実行計画の中でその事業に使っていく。そういった考え方を持っております。したがいまして、寄附者がどういった内容でもいいよというのであれば、５の市長に

特に定めるとかそういったところに、財布は１つとしておきたいと思いますけれども、寄附者は一人一人明確にその目的のことは明記をしていきたいと考えております。

○議長（水上正治君）　　１６番平塚英教君。

○１６番（平塚英教君）　　もらうときには何かの理由でこういうふうに使ってくださいということで寄附者の目的を聞いて積むのはわかるんですよ。問題は、例えば旧烏山町の時代にも毘沙門さんに展望台をつくってくれということで寄附をいただいているんですが、何年たってもできないし、そのお金もどうなったんだか全くわかっていないというのが実情なので、実際はそんな形になっちゃうのではないかなと心配しているんですけれども。

もっとももらっただけのお金でその目的が達成できなければ、当然そのお金をためて目的の途中だということであればあれなんですが、とっくに合併しちゃって、そのこと自体も忘れられているんじゃないかなと私は思っているんですけれども。

そういうことになると、寄附者のご厚意を無になっちゃうよということなんで、あまりそれにもこだわるかどうかというのは難しい問題ですが、意思は意思でちゃんと受けとめるということで、運用については慎重に頑張っていただきたいと思います。

○議長（水上正治君）　　市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君）　　再答弁させてもらいますが、そのような考え方を持っておりまして毘沙門天のことについては今初めて聞きましたが、仮にそのようなことであれば、そういったところを長い間に積み立てまして、そのような実現化に向けて当然目的基金でございますから、そのようなことで投資をしていくのが自然の形だろうと思っています。そういった主旨でこの基金を集めていきたいと考えております。

○議長（水上正治君）　　１９番滝田志孝君。

○１９番（滝田志孝君）　　私は１点だけ質問させてもらいたいんですが、中山五男議員が一般質問しているようですので、その中で今の話を聞くと、取らぬタヌキの何とかで問題は烏山を愛しという話なんですが、どのぐらいの地域、どのぐらいのお金が入ってくるのか。まずそこら辺のところの検討、もう一つ言いますと、どこら辺まで手を広げて声をかけて寄附をいただくのか。まずそれが１点。

それというのは、どうも栃木県は今足踏み状態で、実際はふるさと応援基金をもらわなくてもいいんじゃないかというような部分なんですね。なぜかというと、新聞などによりますと、どうも人口が出る入る減るぐらいですから、あまりそれをやっちゃうと、工業団地が随分来ていますから、出世した人がふるさとのほうへ持っていかれちゃうという部分で足踏み状態らしいんですが、この那須烏山市にとってはそういうことはないんですが、ふるさと烏山会とかそういうのを含めてどこら辺までを範疇に収めて、どのぐらいのお金をいただこうかと予算を立

てているのかどうかお伺いするものであります。

○議長（水上正治君）　　市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君）　　明日、明後日とお二人の議員さんから一般質問もいただいておりますので、詳細についてはそのときに譲らせていただきたいと思いますが、ふるさと納税はやはり企業間競争と同じように自治体間の金集めの競争だなと考えておりまして、栃木県内で１７０億円が動く云々のことを報道されておりますが、これも課長会議の中で指示をいたしましたが、どのくらい集まるかというのは今のところ皆目検討がつきません。したがって、試算もしていないんですが、私は地域に限らず、全国から那須烏山市に対する施策とかそういったものを発信をしていって集めるべきだと。攻めの収納をすべきだろうと考えています。そのようなことでひとつご理解いただきたいと思います。

○議長（水上正治君）　　１９番滝田志孝君。

○１９番（滝田志孝君）　　話は一般質問のときにまた聞かせてもらいますが、先ほど平塚議員から質問があったように、烏山町の場合そういう寄附があってうやむやになった部分が結構あるようであります。ぜひともそういう人たちの意思がきちっと反映できるような形で利用していただきたいというお願いを申し上げまして、質問を終わります。

○議長（水上正治君）　　市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君）　　ご指摘の寄附者の目的にかなった事業が実現できるように、そのことは別に置きかえができると思っております。

○議長（水上正治君）　　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君）　　質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君）　　異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま上程中の議案第６号　那須烏山市ふるさと応援基金設置及び管理条例の制定については、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君）　　異議なしと認めます。

よって、議案第６号については、総務企画常任委員会に付託いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩　午後　３時３４分

再開　午後　３時４５分

○議長（水上正治君）　　休憩前に引き続き再開いたします。

◎日程第７　議案第７号　那須烏山市監査委員条例の一部改正について

○議長（水上正治君）　　日程第７　議案第７号　那須烏山市監査委員条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長　大谷範雄君　登壇〕

○市長（大谷範雄君）　　ただいま上程となりました議案第７号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案につきましては、平成１９年の第１６６回国会におきまして成立し、同年６月２２日に公布されました地方公共団体の財政の健全化に関する法律、いわゆる健全化法でありますが、その一部の規定、法第２条の定義に関する規定、第３条の健全化判断比率の公表等に関する規定及び第２２条の資金不足比率の公表等に関する規定が、平成２０年４月１日から施行されたことに伴いまして、健全化判断比率等に関し、監査委員の審査が必要になったことから、同条例の所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、総合政策課長に説明させたいと思いますので、何とぞ慎重審議の上、可決、ご決定賜りますようにお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（水上正治君）　　次に、担当課長の補足説明を求めます。

総合政策課長国井　豊君。

○総合政策課長（国井　豊君）　　命によりまして、補足説明させていただきます。

議案書の１ページをごらんいただきたいと思います。監査委員条例の一部改正についてでございますが、第５条に次の１項を加える規定でありますが、第５条は決算等の審査について規定をいたしているものでございます。市長提案理由のとおり、健全化法の規定に基づきまして健全化判断比率でございますが、実質赤字比率ですね。それから、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の４つの比率でございます。さらに資金不足比率につきましては、公営企業の健全化を示す比率でございます。

これらの公表制度が義務づけられたことに伴いまして、これらの比率を監査委員の審査に付

するとともに、監査委員につきましては意見を付して市長に提出する規定について新たに第３項として定めるものであります。なお、これらの意見につきましては、議会にあわせて報告をすることになるものでございます。この規定の適用でございますが、平成１９年度の決算から対象となるものでございます。

最後に附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（水上正治君）　以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

１９番滝田志孝君。

○１９番（滝田志孝君）　ちょっと勉強不足で申しわけないんですが、審査に付された日から６０日以内と書いてあるんですが、今までは何日という規定はあったのかどうかをお伺いするものであります。

○議長（水上正治君）　総合政策課長国井　豊君。

○総合政策課長（国井　豊君）　現行の監査委員条例の第５条等につきましては、普通会計、いわゆる一般会計、特別会計等の決算の規定とあわせて、公営企業関係の決算について監査委員に付す規定がございましたが、規定等については６０日以内というふうな規定とは別に定めてございませんでした。今回、この第３項につきましては６０日以内にというふうな記述を新たに定めて規定をいたしておりますが、現行はございません。

○議長（水上正治君）　１９番滝田志孝君。

○１９番（滝田志孝君）　先ほどの説明の中で議会に報告をという話だったんですが、そうすると、年４回ですから、６０日以内に間に合わない場合があるのかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（水上正治君）　総合政策課長国井　豊君。

○総合政策課長（国井　豊君）　先ほど説明で申し上げましたように、平成１９年度決算から対象になるということでございますので、これから決算の事務の中で先ほど申し上げました４つの比率が出てまいります。これらにつきまして平成１９年度の決算審査とあわせて、これらの比率を監査委員さんに付するということでございますので、その結果は９月の議会に上程されますので、そのときにあわせて報告する形になるかと思います。

○１９番（滝田志孝君）　ありがとうございました。

○議長（水上正治君）　質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君）　よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

１６番平塚英教君。

○１６番（平塚英教君）　議案第７号　市監査委員条例の一部改正についてでありますが、私が反対したいのは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律そのものが、人口の多い都市部とこのような本当に高齢化の進む財政力の弱い地方を、同じような指標で同じような連結決算で健全かどうかを見るというそのものが、非常に地方に不利益な見方だというのを指摘したいと思います。

なお、そういうような国の財政健全化法に基づいて、健全化比率等の算定の基礎になる指標を出し、監査委員が報告するということでございますので、その運用上やむを得ない点もあるかとは思いますが、この法律そのものが地方を非常に疲弊させることになる。いわば赤字だと思えば病院とか公共下水道とかそういうものも連結決算では不採算の対象になるというおそれがありますので、健全な地方公共事業が阻害されるおそれがあるということを踏まえて、私はあえて反対をしたいと思います。

○議長（水上正治君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君）　ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君）　ほかに討論がないようですので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第７　議案第７号については、原案のとおり賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（水上正治君）　起立多数。

よって、議案第７号については、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第８　議案第８号　那須烏山市国民健康保険税条例の一部改正について

○議長（水上正治君）　日程第８　議案第８号　那須烏山市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長　大谷範雄君　登壇〕

○市長（大谷範雄君）　　ただいま上程となりました議案第８号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、本年３月の定例会におきまして、後期高齢者医療制度の創設に伴いまして後期高齢者支援金課税額を新設し、あわせて国民健康保険税の医療費及び介護納付金にかかわる所得割額、資産割額、被保険者均等割額及び世帯平等割額の所要の改正をさせていただきましたが、後期高齢者医療制度創設に伴う国民健康保険税激変緩和措置並びに医療費及び後期高齢者支援金にかかわる賦課限度額の改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が本年４月３０日に公布されたことに伴いまして、今回所要の改正を行うものであります。

まず、国民健康保険税激変緩和措置につきましては、後期高齢者医療制度の創設にあわせまして、制度創設時の後期高齢者または制度創設後に７５歳に到達する方が国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行する場合において、５年間同じ世帯に属する国民健康保険の被保険者が国民健康保険税の減額措置が受けられるように所要の措置を講ずることとしたものであります。

なお、賦課限度額の改正につきましては、医療費分を５３万円から４７万円に改めるとともに、後期高齢者支援金分について新たに１２万円を設定するものであります。さらには、国民健康保険税の減免措置といたしまして、いわゆる社会保険の被保険者が後期高齢者医療制度に移行することに伴いまして、当該被保険者の被扶養者であった方が新たに国民健康保険の被保険者となった場合においても、２年間後期高齢者医療制度と同様な緩和措置を受けられるように所要の改正を行うものであります。

これらの改正につきましては、過日国民健康保険運営協議会においてご承認をいただいておりますことも報告をさせていただきます。

なお、詳細につきましては、市民課長に説明をさせたいと思いますので、何とぞ慎重審議をいただきまして可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（水上正治君）　　次に、担当課長の補足説明を求めます。

市民課長鈴木敏造君。

○市民課長（鈴木敏造君）　　命によりまして、ただいま上程中の国民健康保険税条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案は市長提案理由のとおり、地方自治法の一部を改正する法律が本年４月３０日公布され、また被扶養者の新たな減免措置の創設に伴いまして所要の改正を行うものでございます。

それでは、条例の１ページをごらんになっていただきたいと思います。第２条第２項の改正

は、医療分の基礎課税額の限度額を５３万円から６万円引き下げ４７万円とするものでございます。

同条第３項中につきましては、後期高齢者支援金等課税限度額を１２万円と設定するものでございます。

第３条第１項の改正は、他の条例との表現の統一でございます。第３条、第６条、第８条については、これらは医療分、後期高齢者支援金、介護納付金の所得割の条項でございます。

次に、第５条の２及び第７条の３の改正関係でございますが、これは全員協議会でお話しいたしましたとおり、特定世帯以外の世帯と、特定世帯に分けて特定世帯については世帯平等割額を１万５００円に改めるものでございます。それから、後期高齢者支援分については、平等割を２，５５０円に５年間減額する措置のものでございます。

第１３条の２の改正規定については、法律番号の削除でございます。

次に２ページをごらんいただきたいと思います。第２１条関係は６割、４割の軽減規定でございます。２１条の（５）の説明でございますが、これについては第２条のところでご説明したとおり、限度額関係ですので割愛させていただきます。

同条１号イ、及び第２１条第１号エの規定は、第５条の２及び第７条の３の改正に伴う特定世帯のうちの６割軽減世帯の医療費分の世帯平等割額を６，０３０円に、後期高齢者支援分の世帯平等割を１，５３２円に減額するものでございます。

第２１条の２の改正は、国民健康保険税の激変緩和措置についてでございます。市長提案理由のとおり、後期高齢者制度に移行した国民健康保険に加入している者が、移行してからもそのままの世帯に属して５年間経過するまでは特定同一世帯所属者と申しまして、４割軽減世帯の対象者数に加算するものでございます。

同号イ及び第２１条第２項エの改正は、先ほど申し上げました６割軽減世帯と同じように特定世帯のうち４割軽減世帯については平等割を４，０２０円に、後期高齢者支援金等の世帯平等割は１，０２０円に減額するものでございます。

第２４条は減免規定でございます。減免規定の中で今までは減額の事由が発生した日から１０日以内というふうになっておりましたが、本年１０月から特別徴収がありますので、普通徴収の場合は納期の７日前までに、特別徴収の場合には年金給付の直近の支払い日の７日前までの間に改めます。これらのことは発生事由主義から納付日主義に改め、申請する機会を拡大するものでございます。

第２号の改正は、減免申請する場合のことでございます。今までは普通徴収の税額と納期でございましたが、これからは普通徴収の税額と納期、または６５歳以上の特別徴収される方の税額と納入月というふうになってまいります。

新たに第２４条の２を設けます。これは通称社会保険の旧被扶養者に関する減免規定でございます。７５歳以上の社会保険に加入している方が後期高齢者医療制度に移行することによって、その被扶養者だった６５歳以上の方が国民健康保険に加入した場合、申請により２年間医療分と後期高齢者支援金等が減免になります。なお、詳細については規則等で定める予定ですが、主な内容については国の示す基準に沿いまして所得割、資産割が免除、均等割が半額、国民健康保険の加入者すべてが旧被用者保険の場合は平等割が半額となります。

次に、附則の改正関係でございます。附則第２項から第７項までは、合併に伴う経過措置の削除でございます。附則第８項は被用者保険の次に特定同一世帯を加えて一部を削除し、本項を附則第２項に繰り上げるものでございます。

附則第９項から附則第１２項までは、平成１９年度の課税の経過措置関係でございますので削除させていただきます。

附則第１３項から第２２項までは、被保険者の次に特定同一世帯を加えておのおの１０項繰り上げまして、附則第３項から附則第２項に改めるものでございます。なお、附則第１６項は地方税法の改正に伴う条文の改正がありますので、文言の修正を行っております。

次に、附則関係でございます。第１項施行期日関係でございますが、公布の日から施行いたします。

第２項は、改正条例の適用は平成２０年度の国民健康保険税から適用し、平成１９年度以前のものについては従前の例によるという形でございます。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（水上正治君）　　以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

１６番平塚英教君。

○１６番（平塚英教君）　　議案第８号　市国民健康保険税の一部改正についてでありますが、主な点は地方交付税等の改正に伴う医療給付分の賦課限度額の改定と後期高齢者支援金の賦課限度額の設定並びに後期高齢者医療制度創設に伴う旧被扶養者に対する減免措置の新設ということでありますが、この５３万円を４７万円、後期高齢者支援分が１２万円ということで５９万円にするわけでありますけれども、何世帯ぐらい該当になるのか。最高限度額の世帯数についてご説明いただきたいと思います。

○議長（水上正治君）　　市民課長鈴木敏造君。

○市民課長（鈴木敏造君）　　課税限度額、これは平成１９年度のベースでございますが、平成１９年度当初課税ベースで２３４世帯というふうになっておりますので、おおむねこの辺で推移するのかなというふうに想定しております。

○１６番（平塚英教君）　　了解。

○議長（水上正治君）　　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君）　　質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君）　　異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

１６番平塚英教君。

○１６番（平塚英教君）　　議案第８号　那須烏山市国民健康保険税条例の一部改正についてでありますが、これらは提案理由にもありましたように、地方税法等の改正に伴う医療給付分並びに後期高齢者支援分の最高限度額の設定並びに扶養者に関する減免措置でありますが、問題なのは国民の世論調査でも７６％近い方がこれはやめるべきだと、非常に批判が強い後期高齢者医療制度に対する世論が高まっております。山口県の参院補選や沖縄県議選でも明確に国民の意思があらわれました。やはり後期高齢者は中止をして、新たに制度を国民全体を守る制度に改めるべきということを踏まえて、この後期高齢者医療制度を踏まえた制度の改正に伴うものについては同意できませんので、反対とさせていただきます。

○議長（水上正治君）　　次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君）　　討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君）　　討論がないようですので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第８　議案第８号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（水上正治君）　　起立多数。

よって、議案第８号については、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第９　議案第９号　那須烏山市保育所設置、管理及び保育料条例の一部改正について

○議長（水上正治君）　　日程第９　議案第９号　那須烏山市保育所設置、管理及び保育料条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長　大谷範雄君　登壇〕

○市長（大谷範雄君）　　ただいま上程となりました議案第９号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、保育料につきましては事務次官通知「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」により徴収を行っております。定率減税の廃止等により保育所徴収金基準額の改正が行われたことに伴いまして、条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、こども課長より説明をさせたいと思いますので、何とぞ慎重審議をいただきまして、可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（水上正治君）　　次に、担当課長の補足説明を求めます。

こども課長堀江久雄君。

○こども課長（堀江久雄君）　　それでは、命によりまして補足説明を申し上げたいと思います。

今回の改正は、保育料徴収基準等の改正が主なものとなっております。それでは、議案書に基づき説明を申し上げます。本文１行目、別表第２の表中、「２万円未満を１万１，０００円未満に」から９行目、「４５万９，０００円以上を４１万３，０００円以上に改める」までですが、先ほどの提案理由にもありましたように、保育料の徴収基準額は児童福祉法により定められております。住民税や所得税額に基づきまして階層が分かれております。それぞれ保育料が定められているところでございます。

そのうち、今回は所得税課税世帯階層区分の金額の改正であります。これは定率減税が廃止されたことに伴いまして所得税が増額になり、保育料も連動することから階層区分金額を改正するものであります。

具体的には本日お配りをいたしましたＡ３、１枚の用紙を資料ということで提出させていただきましたので、そちらのほうをごらんになっていただきたいと思います。左側が改正前、中ほどに今回の改正分、右側にその比較分ということで提出をさせていただきました。

ごらんのとおり、今回の改正はＤ階層、つまり所得税の課税階層において影響があります。例えばＤの１階層を見ていただきたいと思うんですが、改正前の３歳未満児は１９名が該当しておりました。ところが、改正後は中ほどにありますけれども、１３名になる。改正前の３歳

以上児は４４名から２３名となり、合計しますと６３名から３６名と２７名が影響を受けることになります。つまり、階層が上がるわけですから、必然的に保育料が上がるということになります。以下、６階層までございますが、同じことになります。

今回の改正により、そこにも書いてありますが、全体に占める割合、Ｄ１階層は１４．５％から７．６％に、Ｄ２階層は２８．６％から１８．１％に減少します。逆にＤ３階層は横ばい、Ｄ４階層が１０．２％から１６．１％、Ｄ５階層が１１．２％から２１．４％に増加することになります。

総じて申し上げれば、今回の改正によりまして、３歳未満児で７９名、３歳以上児１３８名、児童ベースでございます。あわせて２１７名に影響が出ることになります。全園児総勢４６１名でございますので、約４７％の方が影響を受ける。影響額、現段階での試算でございますが、月額で約７１万円ほど増額となる見込みと試算をしております。

最後に、この条例案は公布の日から施行されますが、保育料につきましては、さかのぼりまして本年４月分の保育料から適用するということになります。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○議長（水上正治君）　　以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

１６番平塚英教君。

○１６番（平塚英教君）　　保育料の改定でございますが、国の保育料徴収基準額の改正に伴う改正ということでございまして、所得税課税世帯の定率減税廃止に伴う改正ということでございます。

改正の内容は今説明のとおりでわかったんですが、私、文教福祉常任委員でございまして、毎回予算、決算のときには論議になるんですけれども、保育料の徴収についてはどのようになっているのか。問題なのは公的な保育所の保育料については比較的入っているということでございまして、民間保育所の保育料については民間保育所で徴収していただければ非常に徴収率は上がるんですが、子供を預けるのは民間保育所、しかし、保育料をもらうのは行政ということで、そこでなかなかつなぎができないで保育料が滞納になっているケースが多いというふうに聞いておりますが、その辺どのようにお考えなのか。担当課また市長のお考えを伺いたいと思います。

○議長（水上正治君）　　こども課長堀江久雄君。

○こども課長（堀江久雄君）　　平塚議員ご質問のとおり、比較的公立保育所につきましては保育料の滞納は少ないという現状でございます。しかしながら、保育料は市が徴収するという大前提がございますので、いろいろ民間保育所の園長先生とかお話はしているんですが、やは

り民間保育所の立場の意見をお聞きしますと、親との関係を悪化させたくないというのが一番大きな問題というかそこなんですよね。ですから、親と関係を悪くして園児を少なくさせたくないというのがあるので、保育料のほうについては市のほうで保育所に督促状などはお渡しをして保護者に配布はしていただいているんですが、徴収までは現時点ではなかなかお願いできないという状況でございます。

以上です。

○議長（水上正治君）　１７番中山五男君。

○１７番（中山五男君）　ただいまの担当課長の説明によりますと、今回の条例改正によりまして影響のあるのは２１７名、それで月額７１万円ほど増額になると理解してよろしいんでしょうか。

○議長（水上正治君）　こども課長堀江久雄君。

○こども課長（堀江久雄君）　そのとおりでございます。

○１７番（中山五男君）　了解しました。

○議長（水上正治君）　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君）　質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君）　異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

１６番平塚英教君。

○１６番（平塚英教君）　議案第９号　那須烏山市保育所設置、管理及び保育料条例の一部改正についてでありますが、提案理由にもありましたように、児童福祉法による保育所運営費国庫負担金における保育所徴収基準額の改正に伴う所要の改正ということで、今回は所得税課税の世帯の定率減税廃止に伴う改正ということでございます。

いわゆる法人税は減税しながら一般国民の所得税は定率減税はなくしてしまうということで、非常に不公平税制であります。そういうものに伴って、このように保育料を引き上げることについては同意できませんので、反対とさせていただきます。

以上。

○議長（水上正治君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君）　　ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第９　議案第９号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（水上正治君）　　起立多数。

よって、議案第９号については、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第１０　議案第１０号　市道路線の変更について

○議長（水上正治君）　　日程第１０　議案第１０号　市道路線の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長　大谷範雄君　登壇〕

○市長（大谷範雄君）　　ただいま上程となりました議案第１０号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、道路法第１０条第２項の規定に基づきまして、路線の変更をする場合、あらかじめ議会の議決が必要なため提案するものでございます。市道として路線の変更する道路は、誘致企業であります株式会社エイチワン烏山工場の規模拡大に伴いまして、市道の一部を付け替えするためでございます。

詳細につきましては、都市建設課長に説明をさせたいと思いますので、何とぞ慎重審議を賜りまして、可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（水上正治君）　　次に、担当課長の補足説明を求めます。

都市建設課長池尻昭一君。

○都市建設課長（池尻昭一君）　　命により補足説明を申し上げます。

市道野上舟戸石上線の終点の手前、延長１４３メートルが誘致企業株式会社エイチワン烏山工場の拡張エリアに含まれることから、その部分の市道を廃止して市道野上下境線の既設西側に延長１４７メートルの道路を新設し、機能を変更しようとするものでございます。

新設道路については、株式会社エイチワン烏山工場で施行することとしております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（水上正治君）　　以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君）　　質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君）　　異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君）　　次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君）　　ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第１０　議案第１０号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君）　　異議なしと認めます。

よって、議案第１０号については、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第１１　議案第１１号　損害賠償の額の決定及び和解について

○議長（水上正治君）　　日程第１１　議案第１１号　損害賠償の額の決定及び和解についてを議題とします。

本案について提出理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長　大谷範雄君　登壇〕

○市長（大谷範雄君）　　ただいま上程となりました議案第１１号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本件の内容は、平成１９年１１月１９日午後１時５分ごろ、那須烏山市旭１丁目地内の県道上において、市職員の運転する公用車が、交差点において右折のため一時停止中であった相手方車両の後方に誤って追突し、相手方車両及び運転者並びに同乗者に損害を与えてしまったも

のであります。

なお、損害賠償額は車両の修理費用と治療費、慰謝料等人身分といたしまして、総額２７９万４，９３５円を支払うことで和解が成立をいたしましたので、地方自治法第９６条第１項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

何とぞ慎重審議を賜りまして、可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（水上正治君）　　以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

１７番中山五男君。

○１７番（中山五男君）　　この交通事故に対する懲戒規程というのが市ではあります。これは平成１８年に我々議会のほうにも示されているわけなんですが、去る４月２８日の臨時議会でも専決処分の報告が２件ありました。その２件の中にも１件は大金地内の自動車の追突物損事故でありまして、これは和解金として６万３，０００円ほどで解決をしたようでありますが、この際も運転者の安全確認を怠ったためというような説明がしてありました。

それともう一つ、これは自動車事故ではありませんが、同じ報告の中で、２月２５日に市の所有建物の附属物が風で吹き飛んで法務局職員の車の上に落下して、これも３９万1，０００円ほどの補償金を払っております。例えば建物が吹き飛んでも、建物の維持管理の担当する職員に責任はなかったのか。それとも不可抗力であったのか。この辺のところの説明が前回ありませんでした。これは過ぎたことでありますから、今回説明をいただきたいとまでは要求はいたしませんが。

今回の事故はまたまた追突事故、それで２８０万円ほどの損害賠償金を支払うことになったわけなんですが、先ほど言いましたように市では懲戒規程がありましたね。私、ここに持っております。那須烏山市職員分限及び懲戒等取り扱い規程の写が全議員に配付されました。その中には交通事故もありまして、飲酒運転以外の交通事故というのがあります。ここに具体的に免職、停職または減給とか幾つかの区分をして罰則規定があります。さらには、指導監督の責任もここでは問われることになっておりますが、２月１４日の事故、または今回の事故に対して事故を起こした担当職員またはその上司に対しての罰則規定を適用させたのかどうか。市長にお伺いいたします。

○議長（水上正治君）　　市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君）　　ご指摘の２件は懲戒規定、綱紀分限処分に基づく規定に基づきまして、副市長をキャップといたします綱紀委員会にいずれもかけておりまして対応いたしております。今回のこの内容も、これにかかわるものと思いますので、今後綱紀委員会の判断にゆだ

ねていきたいと考えております。

○議長（水上正治君）　　１７番中山五男君。

○１７番（中山五男君）　　ただいまの市長答弁については了解いたしました。

今回、２７９万円４，９３５円を損害賠償金として支払うわけなんですが、これは全額保険のほうから支払うことになるんでしょうか。この補正予算を見てもそれらしい歳入歳出とも載っていないものですから、１点お伺いします。

○議長（水上正治君）　　総務課長木村喜一君。

○総務課長（木村喜一君）　　今回の賠償金等につきましても、町村会の保険に入っておりますので、全額町村会の保険のほうから補てんされることになっております。

以上です。

○議長（水上正治君）　　１７番中山五男君。

○１７番（中山五男君）　　もう１点、そうしますと、２７９万４，０００円というのは相手方の車に対しての修理費と人身事故に対しての補償金ということで、今度は公用車の修理費というのはどのぐらいかかったんでしょうか。それはまたその保険に該当したのかどうかお伺いします。

○議長（水上正治君）　　総務課長木村喜一君。

○総務課長（木村喜一君）　　今回は相手方の部分でございますけれども、公用車のほうにつきましては傷みが激しいということから処分をいたしましたけれども、保険会社のほうから修繕費という形で保険金をいただいております。そのほか、先ほど言いましたように、使用に耐えないような状況もございましたので、車両につきましては査定をいただきまして処分いたしました。

○議長（水上正治君）　　１９番滝田志孝君。

○１９番（滝田志孝君）　　今、同僚議員が質問しているんですが、どこでどんな事故だかはっきりわからないので申しわけないんですが、そういう中で相手方の車はこの７２万５，０００円で実際は全損なのか。またはそれとも修理をしたのか、まず１点。

それと、人身事故なんですが、この方は入院したのか。その日数とかがわかれば。それともう一つは、車は処分したみたいな話なんですが、市の職員のけがとかそういうのはどうなのか。お伺いをするものであります。

○議長（水上正治君）　　総務課長木村喜一君。

○総務課長（木村喜一君）　　相手方の車両につきましても全損に近い状況でございます。被害に遭わせてしまったお二人でございますが、入院治療は一切ございませんで、通院加療ということで済んでおります。なお、むち打ちといったこともございますので、通院加療が長引い

たという経緯がございます。

それから、事故を起こした職員でございますけれども、職員のほうにつきましてはけが等一切ございません。

以上です。

○議長（水上正治君）　　１９番滝田志孝君。

○１９番（滝田志孝君）　　毎回同じような話であれなんですが、当然役所ですから、役所じゃなくても今は事故を起こすと企業イメージも悪くなるし、非常に周りも当人もいい結果は当然出ないわけですよね。そういうことで見ると、やっぱりもうちょっとよく指導しないと、これがもし間違って死亡事故とかになった場合、えらい問題だと思うんですね。

そういう中では、注意はしていると思うんですが、もうちょっとしっかりとした指導をしてもらいたいのと、もう一つは事故を起こす人は大変失礼ですけれども、大体同じような方が多いのかなと。ぽつぽつやる人は最終的に大きいのをやる。どうもこういうふうな傾向があるような気がするんですが、そこら辺の対応を今後の考え方としてどんなふうにもっていくのか。今でも同じような話を聞いていて申しわけないんですが、もう１回お伺いするものであります。

○議長（水上正治君）　　副市長石川英雄君。

○副市長（石川英雄君）　　それではお答え申し上げたいと思います。過般からいろいろ交通事故等の損害賠償の議案に対して深くおわび申し上げたいと思っております。職員の交通安全につきましては、職場の交通安全管理者もおりますけれども、そういった者を通じて日ごろの交通安全教育、それから各期におきまして交通安全運動期間がございます。そんなものをとらえながら、職員の交通安全の意識高揚に努めてまいりたいと思っております。あわせて、毎朝各課で朝礼を行っておりますので、そういった機会においても各課長から交通安全の高揚を図っていくとともに、公用車で出張する際、その都度安全運転に気をつけるように、そんなふうな教育をしてまいりたいと思います。よろしくお願い申し上げたいと思います。

○１９番（滝田志孝君）　　了解しました。

○議長（水上正治君）　　ほかに質疑はありませんか。

１番松本勝栄君。

○１番（松本勝栄君）　　先ほど減価償却額が何ぼなのか、ちょっとわからなかったんですが、それと補てんされた金額が同じなのかどうか。金額をお示しいただきたいと思います。

○議長（水上正治君）　　総務課長木村喜一君。

○総務課長（木村喜一君）　　処分を受けた職員が何人いるかということと、車の保険のほうの額が幾らなのか。公用車の関係につきましては、査定額は２万円です。処分するにあたっての査定額が２万円ということです。保険は先ほど言いましたように公用車は９０万円の保険を

いただいております。そのほか、先ほど言いましたように使用に耐えないような状況でしたので、車両を処分させていただいた。その査定による処分料が２万円ということです。

○議長（水上正治君）　　１番松本勝栄君。

○１番（松本勝栄君）　　私が聞いたのは、減価償却の額がどのくらいあったのかということなんですよ。車が故障してその処分した金額が２万円という話じゃなくてですね。

○議長（水上正治君）　　自動車の査定金額が幾らで、補償金を幾らもらったのか。１番松本勝栄君、よく調べてもらって後で。ちょっと時間をいただきたいと思います。その問題はこの間にするということで、次に進みます。

ほかに質疑はありますか。

１５番小森幸雄君。

○１５番（小森幸雄君）　　今、何人かから損害賠償の額の決定、和解についての質問が続いております。２つほどお聞かせいただきたいと思いますが、まず、この事故の状況、報告がありました。これは全く市の職員のほうが過失度が高くて１０対ゼロだったのか、その辺の比率。

もう１点はこの公用車は何年に購入した車だったのか。この２点についてをお伺いします。

○議長（水上正治君）　　総務課長木村喜一君。

○総務課長（木村喜一君）　　とりあえずわかる範囲だけで答えさせていただきますが、過失割合は公用車１００、相手方ゼロです。

それから、公用車の購入年月日は今手元にございませんので、また追ってご連絡したいと思います。

○議長（水上正治君）　　１５番小森幸雄君。

○１５番（小森幸雄君）　　こっちの過失度が１００％ということで、ちょっと注意を怠った部分が強かったのかなと。交通安全の教育徹底をしていくようでありますから、これからこういう事案が議会に報告がないように徹底して、本気になって職員の交通安全の問題については徹底してやっていただきたいと希望申し上げます。

また、何年式だかわからないやつを金額が出ているんですよね。先ほど１番議員も聞いて、減価償却の話ですから、多分減価償却ということは年式があって、そこから査定でダウンしていくんでしょう。だったら、わかるでしょう。再答弁をお願い申し上げます。

○議長（水上正治君）　　副市長石川英雄君。

○副市長（石川英雄君）　　再度、先ほど申しましたように事故のないように、職員の注意をはらってまいりたいと思っております。

また、先ほど申し上げましたように、追突事故でありますので、注意力散漫だと思っております。そういったことがないように安全運転に集中されるよう再度指導してまいりたいと思い

ます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（水上正治君）　　ほかに質疑はありませんか。先ほどの１番の松本議員、その数字を後でもってくることでいいですか。その数字を後ほど渡してください。

総務課長木村喜一君。

○総務課長（木村喜一君）　　不勉強な部分もございますので、後で資料をお持ちしたいと思っております。

○議長（水上正治君）　　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君）　　質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君）　　異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君）　　次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君）　　ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第１１　議案第１１号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君）　　異議なしと認めます。

よって、議案第１１号については、原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。日程第１２　議案第１号から日程第１４　議案第３号までの平成２０年度一般会計補正予算、特別会計補正予算の３議案を一括して議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君）　　異議なしと認めます。

◎日程第１２　議案第１号　平成２０年度那須烏山市一般会計補正予算（第１号）について

◎日程第１３　議案第２号　平成２０年度那須烏山市熊田診療所特別会計補正予算（第１号）について

◎日程第１４　議案第３号　平成２０年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について

○議長（水上正治君）　　したがって、議案第１号、議案第２号、議案第３号を一括して議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長　大谷範雄君　登壇〕

○市長（大谷範雄君）　　ただいま一括上程となりました議案第１号から３号までの提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第１号は、平成２０年度那須烏山市一般会計補正予算（第１号）についてであります。補正予算の概要でございます。予算額は５，１１２万６，０００円を増額し、補正後の予算総額を１１０億３，９１２万２，０００円とするものでございます。

概要につき申し上げます。一般会計補正予算第１号につきましては、平成２０年度がスタートいたしまして２カ月が経過をしたところでありますが、新たな事務事業等を追加計上し、すみやかに対処しなければならないものが生じましたことから、今回補正予算を編成したところであります。

主な内容は、歳出でございますが、総務費におきましては旧向田小学校の修繕費及び来年５月から始まります裁判員制度対応に伴う既存住民基本台帳システム改修費を、また初音地内の旧烏山町老人福祉センター用地の土地鑑定評価を再度実施するための委託料を新たに計上いたしました。さらに、固定資産税の還付の発生に伴いまして、還付加算金に不足が生じましたので追加計上いたしました。

民生費は旧野上小学校を向田保育園としての整備工事費を計上させていただきました。また、後期高齢者を対象といたしました人間ドック検診を実施するための繰出金を追加計上いたしました。衛生費は思春期ふれあい体験教室にかかる経費を追加計上いたしました。

農林水産業費でございますが、競争力強化生産総合対策事業費を新たに計上し、有害鳥獣捕獲事業につきましては、追加計上させていただいております。

教育費は、旧野上小学校を向田公民館としての整備工事費を追加計上いたし、適応指導教室（レインボーハウス）の経費を減額計上いたしました。また、緑地運動公園内の高圧地下ケーブル修繕費の予算措置を講じるとともに、小学校管理費につきましては、豊かな体験活動推進

事業費を新たに計上いたしました。

歳入でございます。国庫補助金、県補助金及び市債等を計上し、不足財源につきましては、前年度繰越金をもって措置いたしました。

なお、桜りん会様、神刀無念流凱揚会様、南那須地区工業者懇話会様及び匿名様から賜りました寄附金につきましては、その趣旨に沿いまして予算措置をいたしておりますので、ここにご芳志に対し深く敬意を表し、ご報告申し上げます。

次に、議案第２号は、平成２０年度那須烏山市熊田診療所特別会計補正予算（第１号）についてであります。補正予算の額でございますが、当初予算の歳入歳出額からそれぞれ１０１万円を減額し、補正後の予算総額を５，８０９万円とするものでございます。

熊田診療所の島田先生におかれましては、昭和３９年１０月に旧南那須町の荒川診療所医師として着任をされ６年間、その後、昭和４５年には熊田診療所に赴任をされ今日まで３８年間の長きにわたり、地域医療に専念をされ、住民の健康保持及び増進に多大な貢献をされてまいりました。また、この間先生は、特別会計の原則であります独立採算を堅持をし、健全運営に努められたその成果は多大なものがございます。しかしながら、島田先生は本年７月末に退任されることになりまして、後任の医師を採用することになりました。

今回の補正予算は、医師の退任及び採用に伴う人件費等の調整と診療所備品であります超音波画像診断装置の更新のための予算を計上いたしたものであります。

これらの財源につきましては、主に診療所運営基金の繰入金をもって措置をいたしております。

次に、議案第３号は、平成２０年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）についてでございます。今回提案をさせていただきました補正予算は、当初予算の歳入歳出額にそれぞれ２６０万円を追加し、補正後の予算総額を３億７３０万円とするものであります。

内容ですが、後期高齢者の人間ドック検診に対して、国民健康保険の被保険者と同様に１人につき２万6，０００円を限度に補助を行うための補助金を計上したものであります。

これらの財源につきましては、一般会計繰入金をもって措置をさせていただいております。

以上、議案第１号から第３号までの提案理由の説明を申し上げました。何とぞ慎重審議を賜りまして、可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（水上正治君）　　以上で提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本日の会議は予定された案件がまだ残っておりますので、時間を延長したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君）　異議なしと認めます。

よって、本日の会議は時間を延長して実施することに決定いたしました。

それでは、先ほどの提案理由の説明に対して質疑に入ります。

１番松本勝栄君。

○１番（松本勝栄君）　議案第２号、議案第３号についてお聞きしたいと思います。

第２号の５ページ、総務管理費として賃金が１，８９０万円減額になっているんですが、それぞれ歳入歳出が１０１万円の減額なんですよね。この辺の調整がエコーを購入するという話もあったんですけれども、主にどこにその１，８９０万円も減額して１０１万円になるのか。エコーとあわせて答弁をお願いしたいと思います。

それと議案第３号なんですが、２６０万円を追加して健診の補助をしたいということなんですが、これは対象人員をどの程度見ているのか。お願いしたいと思います。

○議長（水上正治君）　市民課長鈴木敏造君。

○市民課長（鈴木敏造君）　まず、１点目の熊田診療所特別会計でございます。これは率直に申し上げまして、現在いらっしゃる先生の人件費と新しくおいでになる先生の人件費の差で出てきた数字でございます。

２点目ですが、２６０万円というのは全員協議会でお話ししたとおり１００名を予算計上しております。現在５月２７日現在の申し込みでは５６名の方がお申し込みになっているという状況でございます。

以上です。

○議長（水上正治君）　１番松本勝栄君。

○１番（松本勝栄君）　第３号議案についてはわかりました。

第２号議案の１，８９０万円減額して、そんなに減額しているのにトータルでは１０１万円しか予算措置されていないということなんですよね。その辺の詳細説明をお願いしたいと思います。

○議長（水上正治君）　市民課長鈴木敏造君。

○市民課長（鈴木敏造君）　賃金が１，８９０万円減額になります。そして、新たに来る先生の人件費関係と物件費関係で１，４１９万４，０００円という形になりまして、そこへ画像診断装置関係が３００万円計上されましても、１００万円余の残余が出るという状況でございます。

○議長（水上正治君）　１番松本勝栄君。

○１番（松本勝栄君）　最後になりますが、給料が４２５万４，０００円、職員手当等が９０２万５，０００円ですね。共済費９１万５，０００円、その他もろもろで１，４１９万４，０００円

がふえているわけなんですが、若い先生ですよね。その辺がこれだとよくわからないんですが、前の７９歳の先生と給料そのものはそんなに変わらないということなんでしょうか。

それとも職員等を新たに入れているのかどうか。

○議長（水上正治君）　答弁できますか。

市民課長鈴木敏造君。

○市民課長（鈴木敏造君）　現在いる先生と、新しい先生とに待遇面での差が大きく出ております。これがこの金額の差になります。なお、新しい先生につきましては、７月からの９カ月分、現在の先生は４月からの１２カ月分を計上しておりますので、この辺からも差異が出てきているというふうにご理解いただきたいと思います。

○議長（水上正治君）　暫時休憩いたします。

休憩　午後　４時５１分

再開　午後　４時５３分

○議長（水上正治君）　再開いたします。

１６番平塚英教君。

○１６番（平塚英教君）　一般会計のほうにも後期高齢者医療制度費２６０万円がありまして、議案第３号のほうではその会計として人間ドックということであるわけですが、この後期高齢者医療制度は、一般質問される方もいますので簡単に触れますけれども、７５歳以上の高齢者を今まで入っていた保険から締め出すということで、特に今までよりも保険料が安くなると言いましたが、収入の低い人ほど負担がふえる。

なおかつ、診療内容につきましても、包括払いということで保険医療に上限をつけるということで、それ以上の手厚い治療をしますと病院側が赤字になるような仕組みになっていたり、また慢性疾患の保険医療についても制限をする。さらには、病院に社会的入院とか退院困難な要因がある後期高齢者を見つけまして、それを病院から締め出すような計画をつくらせて、そういうものに報酬を加算するような仕組みもある。極めて７５歳以上のお年寄りをないがしろにするということで、非常に批判が強いわけであります。

そこで、人間ドック、下野新聞にも７５歳以上の人間ドック、１１県内で市町村が廃止するということで、那須烏山市のみがこれを実施するということでございまして、非常にこれはすばらしい実績ではないかというふうに思います。その人間ドックの前に市町村のこれまでの基本健診は４０歳以上の住民すべてが対象でありましたけれども、本年４月からは４０歳から７４歳までの方は各保険による健診ということで、７５歳以上の健診は努力義務というふうにされたわけであります。

実施そのものの是非や健診の対象、自己負担の徴収についても広域連合ごとに判断をするというふうになったわけでありますが、とりわけ７５歳以上の健診の中で絞り込みということがありまして、血圧を下げる薬を飲んでいたり、インシュリン注射していたり、血糖値を下げる薬を飲んでいたり、コレステロールを下げる薬を使用している場合には、対象者から除くようにという指示が出ているというふうに聞いております。

また、こうした国の指導のもとに徳島県の後期高齢者医療広域連合では、７５歳以上の健診の対象者を一度も医療機関を受診していなかった者に限定し、健診が受けられる人を県内の後期高齢者の３％に絞り込むというようなことがやられておりますが、栃木県の７５歳以上の基本健診はどんなふうに考えているのか。

市長が人間ドックを残すのは、下野新聞にもありますように、やはりそういう健診を進めることによって、早期発見、早期治療ということで医療費をかけないようにする。これは非常にすばらしいことではあるというふうに思うんですが、そういう意味で基本健診についてもなるべくやらないという、枯れ木に水を差さないというような考え方ではなくて、なるべく早期発見、早期治療で医療費をかけないようにする。これは医療の原点だというふうに私は思うんですが、そういう点でこの健診についてはどんなふうに考えて、どんなふうに実施されているのか。人間ドックではない健診のほうの中身についてご説明をいただきたいと思います。

〇議長（水上正治君）　　市民課長鈴木敏造君。

〇市民課長（鈴木敏造君）　　後期高齢者の健診関係につきましては、法律上は努力義務でございますが、栃木県広域連合と協議いたしまして、広域連合からの委託という形で市のほうで実施する予定でございます。特に後期高齢者については、今までは地域で行う総合健診もありますし、個別医療機関で実施するものもございます。本年度は希望される方は地域での健診を受ける。また、医療機関での健診も１０月にやる予定でございます。ただ、重複して受けることはできませんので、その場合には排除せざるを得ないということです。

もう一つ、血圧の薬を飲んでいるという方については、ご理解をいただくしかないというふうに思っております。というのは、やはり補助事業も関連しますので、すべてを負担するということは困難でございますので、そのような形でご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

〇議長（水上正治君）　　１６番平塚英教君。

〇１６番（平塚英教君）　　ぜひ、早期発見、早期治療で医療費の高騰を防ぐという事を進めていただきたいと思います。

次に、一般会計の９ページ、強い農業づくり事業というのが１４１万９，０００円というのがありますが、どんなことをやるのか。さらに、先ほどレインボーハウスの話が出たんですが、

これは適応指導教室の費用１２８万８，０００円減額する問題かなというふうに思うんですけれども、これは宮原のレインボーハウスの話ですよね。そのことについてご説明いただきたいと思います。

○議長（水上正治君）　　農政課長中山　博君。

○農政課長（中山　博君）　　ただいまの平塚議員の強い農業づくりの内容でございますが、歳入におきましては７ページの上段１５款に農林水産業費補助金となっておりますが、財源は実は国庫でございます。県はトンネルでございますが、歳出のほうにいきまして３分の１の国庫補助事業でございます。

強い農業づくりといいますのは、言葉で言いますと農業者におきまして効率的な農業、安全安心につながる農業構造改善の確立につながる、そういう農業形態の確立を目指す団体に補助する事業。かなり長い言葉なんですが、具体的に申し上げますと、生産性の向上、コスト３％ダウンを目指す。それが１点です。

さらに、労働時間１割以上の削減を目指す。そういう団体に対して取り組む事業でございます。さらに具体的に申し上げますと、今回、牛のロールベラというものとラッピングマシーン、ロールベラというのはわら巻き機ですね、それからラッピングマシーンというのは白いコーティング、巻くものですね、それを導入する事業でございます。

先ほど申し上げましたが、国費３分の１でございまして、残り３分の１、これが１４１万９，０００円の予算化されているところでございます。残りにつきましては事業実施主体でございます谷浅見のアグリメント七合営農集団が負担して取り組むという事業でございます。

今回、６月となったのは夏場の利用に間に合わせたいという理由から補正となったものでございます。

以上でございます。

○議長（水上正治君）　　学校教育課長駒場不二夫君。

○学校教育課長（駒場不二夫君）　　この適応指導教室、議員ご指摘のようにレインボーハウスの経費でございますが、レインボーハウスはご案内のとおり教員１名、指導員２名、合計３名の指導体制をとっているところでありますが、人数は変わりませんけれども、指導員、当初常勤で計上しておりましたが、どうしても常勤の指導者が見つからなかったということで週３日の非常勤指導者になってしまったというようなことで、報酬から賃金のほうに変更して、金額も減ります。そんな関係で今回精査をさせていただいたということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○１６番（平塚英教君）　　了解。

○議長（水上正治君）　　２番渡辺健寿君。

○２番（渡辺健寿君）　　一般会計の民生費でありますが、保育園の施設整備費ということで補正が出されております。当初予算の予算審査の中で提言がありました外装等の補修も含めて今回補正されたということで、速やかな対応で大変感謝したいと思います。

工程ですね、多分本日可決されれば、直ちに発注されるのかなと考えておりますが、１０月に住民への説明会、さらに１１月には集落回覧までされて、平成２０年１１月１日の開始を目指すということを告知しているわけでありますので、その日程等に変更は生じなく、十分間に合わせていただけるのかということで、その確認が１点。

それと、せっかく多額の費用をかけて整備される保育園でありますので、ただ現在の向田保育園の移設でなしに、園児たちに親しみをもたれるような名称等もあわせて検討されていくのか。その２点だけお考え等を説明いただければと思います。

○議長（水上正治君）　　総務課長木村喜一君。

○総務課長（木村喜一君）　　私のほうからは工期の関係でございますけれども、１１月１日ということでそれを目標に入札、統合を進めていきたいというふうに思っております。

○議長（水上正治君）　　市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君）　　名称等につきましては、議員ご指摘のとおり、向田保育園という地名ということよりは、夢と希望のある保育園が私もふさわしいと考えておりますので、いろいろと私どものにこにこ保育園等の事例もございますので、そういったことも勘案しながら、夢のある名称等にしていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○２番（渡辺健寿君）　　了解しました。

○議長（水上正治君）　　７番佐藤昇市君。

○７番（佐藤昇市君）　　今の市長答弁で保育園に関してはそういう考えでやるということでございますので、大変すばらしいことだと思いますが、公民館の名前ですね。文教福祉常任委員会のほうでも３月にやったときに、付託事業ですばらしい公民館の名前で、旧向田とかそういう名前ではなくて新しい発想の中でそういうふうな考えで付託したわけでございますので、ぜひその辺も市長はどう思っているか答弁をいただきたいと思います。

○議長（水上正治君）　　市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君）　　公民館等の名称につきましても、せっかくの多額の経費を跡地利用に投資をすることもありますので、地域住民の皆さんの意見を十分聞きながら、また議会等の意見も相談をしながら、これについては定めさせていただきたいと考えております。

○議長（水上正治君）　　７番佐藤昇市君。

○７番（佐藤昇市君）　　それは地元の意見は大変すばらしいと思いますが、今後公民館は総合的に七合とかいっぱいありますね。そういうことも含めて旧町の名前を使っていいものかど

うか、また新たな気持ちでそういう名前を変えて、烏山町中央とか下とか新たな気持ちでできれば、私はそういうものを望んでおります。ぜひ考えていただきたいと思います。

○議長（水上正治君）　　市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君）　　繰り返しになりますが、地元の皆さん方の意見を最大限尊重する形が一番ふさわしいと思いますので、そのようなスタンスをとって定めていきたいと考えております。

○議長（水上正治君）　　１７番中山五男君。

○１７番（中山五男君）　　３点ほど質問をしたいんですが、まず、２点についてご答弁をいただいてからまた１点追加したいと思います。

まず、７ページの中段に歳入の寄附金があります。１つは社会福祉事業費の寄附金、それに教育総務費寄附金とありまして、これはいずれも歳出の欄を見ますと基金のほうに積み立てることとしております。

それで、私、いつもこの寄附金に対して疑問を持っているんですが、いただいて積みっ放しにしていていいものか。やはり寄附者に対していただいた寄附はこういうような方法で有効利用しましたというような実績を速やかに報告すべきではないかと思っております。

積み立てていても何に使ったのかわからないような状況では、やはり寄附者の意思に反するのではないかと思います。この辺のところは市長、どのようにお考えかご答弁をいただきたいと思います。

もう１点、これは担当課長にお伺いしたいと思いますが、７ページの下のほうに２０款諸収入の中の雑入で、この説明を見ますと町村会保険金とあります。これは当初予算で１，０００円だったものが今回１５４万１，０００円補正をしております。これは何の保険金なのか、この支出を見ますと、１０ページの１０款６項のほうに緑地運動公園管理費に同じ額が上がっておりまして、何か緑地運動公園のほうとこの保険金に関係があるのか。まず２点についてお伺いします。

○議長（水上正治君）　　市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君）　　前段につきましてお答えを申し上げます。この寄附金等のことでございますが、実績といたしましては確かにご指摘のとおりあいまいなものがあることは否めません。今後、ご指摘に従いましてそのような対応をさせていただきたいと考えております。

なお、実績といたしましては、一例といたしまして、蔵書の寄与にしてもらいたいという多額の寄附者がございました。それは図書館におきまして子供の幼児文庫という形で何々文庫という形でつくらせていただきました。そのようなことは具体的に報告をしている事例も実はございます。そのようなご指摘をいただきまして、今後具体的に対応させていただくことにいた

します。

○議長（水上正治君）　　生涯学習課長鈴木　傑君。

○生涯学習課長（鈴木　傑君）　　今の雑入の町村会保険金でございますが、これは今議員が言われましたように、緑地運動公園におきまして、５月８日未明に高圧電線を断線させた事件がございます。警察のほうに届けてあるんですが、その事件に伴いまして補修費に関係しまして町村会の保険が適用になるということで保険金収入を計上したものでございます。その費用につきましては歳出予算のほうで計上させていただきました。

以上です。

○議長（水上正治君）　　１７番中山五男君。

○１７番（中山五男君）　　この寄附金については、ただいま市長からご答弁をいただきまして了解をしましたが、ぜひ使用目的にあった利用をしまして、やはりなるべく早い機会に寄附者のほうにご報告いただければ、寄附したほうも喜んでくれるのではないかと思いますのでよろしくお願いいたします。

それにこの保険金のほうはわかりました。

もう１点、改めて１つ質問申し上げます。これは新向田保育所、向田公民館の事業費の件であります。このことにつきましては、平成１９年度に実施設計費とおよそ１，１００万円ほど計上してあります。さらに、ことしの平成２０年度の当初予算でもって公民館と保育所あわせまして１億６，１００万円計上しております。そのときに私は市長に対して、多額の費用がかかるんだがこれで何とかできるのかと言いましたら、そのとき市長はこれで収めるように最大限の努力をしますというふうにご答弁をいただいたと私は記憶をしております。

ところが、今回また４，１７７万円、両方の費用を合わせましてまたまた補正になったわけなんですね。それで市長、にこにこ保育園は事業費は３億９，８００万円でした。今、ここには１６２名の児童がおります。そうしますと、３億９，８００万円を１６２名の園児で割りますと、１人当たりの建築費が２４５万７，０００円です。

今回、向田保育園は５０名と言いましたね。この５０名でもう既に予算計上されている１億６，６０１万１，０００円を割りますと、１人当たり園児３３２万円もかかるんです。ですから、新築したにこにこ保育園よりも、今回の改修費のほうがかかるということになるんです。これは何とも私は意外な額ですし、理解に苦しむところであります。

でありますから、このにこにこ保育園を建築したころのあの当時の単価ではできないにしても、例えば単価で向田保育所の５０名の定員分の建物を建てるということになりますと、１億２，０００万円ぐらいでできるそうなんです。そうしますと、この１億６，６００万円もかけなくても新築の保育所ができるのではないかと私は考えております。この辺のところ、ひとつご

検討いただけるかどうか。

もう１点ですね、今度は公民館の件です。旧南那須ではそれぞれの小学校、１０ありましたが、そのうちこの荒川小学校は庁舎にしましたからここは残っておりませんが、それぞれの地区にありました小学校の公民館は公費でもって地元の公民館に修繕をして管理をしっかり渡しております。その費用は過去の予算を見ましたら４００万円から５００万円ぐらいで、１つの公民館が改修がすんでいるわけなんです。

ところが、今回は向田公民館は４，７７０万円もかけることになっております。これもあまりにも多額の費用をかけ過ぎるのではないか。こんなにかけるのだったら、これもまた新築できるのではないかと私は考えています。この辺のところ、市長はどう判断されるか。保育園さらに公民館についてご答弁をいただきます。

○議長（水上正治君）　　市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君）　　ご指摘のとおりにこにこ保育園、新築でもって４億円弱で、すべてが完成をいたしておりますことはおっしゃるとおりでございまして、それを否定するものではありませんが、新たに昨年から跡地利用の中で野上小学校跡地利用を進めてまいりましたけれども、その中でやはり公民館と保育園を同居する形で住民の説明会も重ねてまいりました。また、さらにその合併後の統廃合の住民説明会の折にもそのような利活用を約束をいたしまして、統合にサインをいただいたという経緯もございます。

したがいまして、野上小学校の跡地利用、改修はやはりこれは必須のことでございましたので、そのことは十分ご理解をいただきたいと思います。この経費の点でございますが、この経費はその耐震構造の中から文部科学省と教育委員会の見解が違っていた。事務の遺漏もございまして、耐震化の必要が出てまいりました。そのことから当初予算１億５，０００万円という形で進めましたが、過日の全員協議会の中でこの外壁もやるべきだというようなご提言をいただいたものですから、今回さらに３，０００万円余の外壁工事ということで追加計上させていただきましたので、結果として２億円弱ということになってしまいました。これもひとつご理解をいただきたいと思います。

その中で公民館事業にもご指摘になられましたけれども、実はこれもそのような統合を進める上での住民説明会での経緯もございますので、ぜひこのような形で確かに効果等を考えるとそのような計算になることは確かでございますが、そのような統合、住民の説明会、そしてそのようなことを円滑に進めるための施策ということでご理解いただきたい。

また、今後５０人の当面の入園児ということでございますが、今後は認定保育園、それと統合保育園等の旧烏山の核となる保育園運営を考えておりますことから、５０人ということではすみませんで、さらに増員をすることは間違いない事実でございますので、そのようなことも

ひとつ今後も将来性のある保育園事業、あるいは認定保育園事業も実行したいというようなこともございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（水上正治君）　　１７番中山五男君。

○１７番（中山五男君）　　野上小学校の統合の条件として、このような地元の要請を受け入れたということについては私も理解をしております。しかし、これは議会としてももうまさか、よもや２億円を超えるような事業費がかかるなんて夢にも思っていませんでした。これがまたずるずるとその都度ここまで来てしまいまして、全く残念に思っているわけなんですが、また、烏山地区には境公民館とか七合公民館があります。そうしますと、よその公民館を建てかえる場合も今回のようにすべて公費負担としなければならないんでしょうか。この辺、今回はちょっと離れた質問になりますが、ご答弁をいただきたいと思います。

○議長（水上正治君）　　市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君）　　七合公民館等に今触れられましたが、今後いろいろ統合していくためには、やはりどうしても住民の皆さん方の温かいご理解をいただかなければなりませんから、住民説明会の中でいろいろとご意見、ご要望等を聞きながら、その辺は対処していきたいと思いますので、現在のところ、その辺のところは今後の課題だというようなところでご理解いただきたいと思います。

○議長（水上正治君）　　１７番中山五男君。

○１７番（中山五男君）　　今回の予算を否決するわけにはいきませんので了といたしますが、とにかく事業費については極力抑えるような形でこれから事業を進めていただきたいというような要望を申し上げまして、質問を終わります。

○議長（水上正治君）　　１５番小森幸雄君。

○１５番（小森幸雄君）　　一般会計補正予算の説明を市長から冒頭にありまして、その中で多分農林水産費だと思うんですが、有害鳥獣駆除関係の補正がありました。有害鳥獣駆除、大変ありがたかったわけであります。私も実は田植えが終わりまして、見事にカモに１反歩ごちゃごちゃにされまして、意地やけて代をかきなおして、苗がありましたからもう１回田植えをして、それでもやはりカモが来ていました。特に七合地区、ゴルフ場があるがために、カモの被害が多かったわけでありまして、大変ありがたいんですが、当初４０万円で今回おいくらだったのかと、その有害鳥獣駆除の延長期間中、事故が発生したという話がありまして、どういう行政指導をして処理がなされたのか。警察まで介入したようでありますから、実は来年この問題がすっきりしないと、多分警察では許可を出していただけないんだろうと心配になっているのであります。どうぞその点についてのご説明をいただきたいと思っております。よろしくお願いします。

○議長（水上正治君）　　農政課長中山　博君。

○農政課長（中山　博君）　　ただいまのご質問でございますが、今回補正ということで有害鳥獣駆除の捕獲委託料といたしまして１３万４，０００円計上したところでございます。蛇足でございますが、ことしは昨年より２日多いカモ、カラス、そういったものの駆除にあたりました。総計で３２３羽の捕獲という報告がございました。

それから、ご質問の中で来年のことに触れられましたけれども、ことし興野地区で猟友会員同士で、撃った弾がはねて車に当たったという事故がございました。これにつきましては、当事者同士の意見がまだ合わないということで、解決はしておりません。ただ、警察のほうからだれがというか、具体的な情報はまだいただいていないところでございます。来年の実施については、警察の感触としては来年もできるのではないかという認識でおります。

以上でございます。

○議長（水上正治君）　　１５番小森幸雄君。

○１５番（小森幸雄君）　　まだ解決に至っていないという今の説明なんですが、やはり仲間同士ですから、そこには必ず責任者がいるはずでありますから、個人情報保護法とはいえども、農政課長、大変でもその責任者は知っているはずでありますから、どうぞ責任者を通して円満な解決を一日も早くお願いを申し上げたいと思っております。

さらに、もう１件、アイガモを間違って撃っちゃったというのも、もう一つこれは解決したのでありますが、事実だったのかどうなのか。これについてもご答弁をいただきたいと思います。

○議長（水上正治君）　　農政課長中山　博君。

○農政課長（中山　博君）　　最初のほうにつきましては、猟友会の会長さんとも協議しながら解決に前向きに取り組んでいるところでございます。

後段につきましては、確かに中山地区におきましてアイガモ２羽を間違って撃たれてしまいました。これにつきましては、私のほうであやまりにいきましてご勘弁をいただいたという経過でございます。

以上でございます。

○議長（水上正治君）　　１５番小森幸雄君。

○１５番（小森幸雄君）　　それは課長が行ってアイガモの事件に関しては解決済みだということで、これはよかったなと思っております。

また、話はもとに戻りますが、やはり来年は大丈夫だろうという感触ですが、やはりこれが長引いてお互いに解決をしていただかないと、やはり許可は警察ですから、そういう事件を引きずったままということでは、なかなかいい許可が出せないんだろうと、私は素人ですからそ

ういうふうに思わざるを得ないものですから、あえて再度質問したわけでありまして、どうぞ早い解決をしていただけるように希望申し上げまして、質問を終わります。

○議長（水上正治君）　９番野木　勝君。

○９番（野木　勝君）　１点質問をさせていただきます。初音の福祉センター予定地の売却の件なんですが、８ページの総務費、市有財産管理費１９３万４，０００円、これが調査費なんですかね。

○議長（水上正治君）　総務課長木村喜一君。

○総務課長（木村喜一君）　市有財産の管理費はトータルが１９３万４，０００円となっておりますが、鑑定委託料は１３節の委託料４３万４，０００円でございます。

○議長（水上正治君）　９番野木　勝君。

○９番（野木　勝君）　そこで、この調査はいつごろまでに評価額を出していただく予定なのか。そして、出たあかつきにはどういう売却についての考えがあるのか。現時点で考えていることがあれば教えてください。

○議長（水上正治君）　総務課長木村喜一君。

○総務課長（木村喜一君）　前回の鑑定評価につきましては二月ほどで結果が出ておりますので、今回もこの補正予算が議決いただければ速やかに鑑定評価のほうに着手したいと思っております。

価格が出た段階でどのような取り扱いをしていくか検討しまして、対応していきたい。実際平成１８年度のときには１億６００万円ほどの数字を予定しておりましたけれども、結果的に応札者がいなかったということもありますので、平成１８年度の結果も踏まえながらその辺の数字のとらえ方を検討していきたいというふうに思っております。

○議長（水上正治君）　９番野木　勝君。

○９番（野木　勝君）　ちょっと聞き及んでいるんですが、今、あそこにひふみのセレモニーハウスがあります。聞くところによりますと、ひふみも次の事業計画を立てておりまして、あそこはどうしても欲しいんだということも聞いております。ですから、市としても、あそこは福祉センターの予定地として購入したわけですが、今はやっかいな土地ということになっておりまして、売るほうと買うほうの思惑があれば、そういう方向で私としては進めてもらいたいという希望がありますが、執行部としてどのように考えていくか回答いただいて、質問を終わります。

○議長（水上正治君）　市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君）　初音の土地につきましては、過日の全員協議会でも補正予算に絡む件についてはご説明を申し上げましたが、今、総務課長からも一部発言がありましたように、

鑑定評価が出ましたら、やはりその後予定価格等を設定いたしまして公売にかけるのが、公正なやり方かなと考えております。

そのような形で進めていくほうが、市民にも納得していただけるのかなと考えておりますので、公売方式でもって競売に付するという形をとっていきたいと考えております。

○９番（野木　勝君）　　了解。

○議長（水上正治君）　　３番久保居光一郎君。

○３番（久保居光一郎君）　　確認も兼ねて２点ほどお伺いいたします。

先ほどの向田保育所、公民館の件に関してなんですけれども、３，４３７万円、これは外壁工事というふうに認識してよろしいのかなというふうに思います。この外壁は確認なんですが、３階建てですよね。その３階建てすべてが３，４００万円でできるというふうに認識してよろしいのかどうか。外壁がこれでできるとすれば、しっかりと夢のある楽しい外壁にしていただきたいなというふうに思います。

それから、公民館のほうの部分の７４０万円ですけれども、これも２階、３階の部分が公民館になるのかと思うんですけれども、それの厨房関係の施設にかかる費用なのかな。その辺のところをもう一度確認のためお伺いいたします。

○議長（水上正治君）　　総務課長木村喜一君。

○総務課長（木村喜一君）　　民生費のほうの３，４３７万円につきましては、外壁改修工事２，３６０万円、周りのフェンス等の設置工事が１，０００万円、それから工事管理委託料７７万円も見ておりまして、そのトータルが３，４３７万円という数字でございます。

それから、公民館費のほうの７４０万円につきましては、一応２階、３階部分を直しますので、外壁を改修工事としまして６４０万円、給湯室の設置工事費１００万円を合わせて７４０万円という数字でございます。外壁は全部やるということでございます。

○議長（水上正治君）　　３番久保居光一郎君。

○３番（久保居光一郎君）　　先ほど同僚議員から向田公民館、保育所の改修費用として合計で２億２７７万円かかるんだということでございます。お願いでございますけれども、本当に将来にわたって使えるようなしっかりした施設にしていただきたいというふうに要望しておきたいと思います。

以上でございます。

○議長（水上正治君）　　市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君）　　お答え申し上げます。２億円強の投資をさせていただきます。そのようなところから、今後は旧烏山の確たる保育園として子供たちの幼児教育の殿堂として映えるようなすばらしい施設にしていきたいと考えておりますので、ご指導いただきたいと考えて

おります。

　なお、この２億円等につきましては、急がれておりました入札方式も今年度からは１，０００万円以上を条件つき一般競争入札に付したいと考えております。したがいまして、さらなる競争力が高まるものと確信をいたしておりますので、そのようなところからも経費削減が図られるものと考えております。

○３番（久保居光一郎君）　　了解しました。

○議長（水上正治君）　　ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君）　　質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君）　　異議なしと認めます。

　よって、これで質疑を終結いたします。

　これより議案第１号、第２号、第３号について討論に入ります。

　まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君）　　次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君）　　討論がないようですので、これで討論を終結いたします。

　これより採決いたします。日程第１２　議案第１号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君）　　異議なしと認めます。

　よって、議案第１号については、原案のとおり可決いたしました。

　次に、日程第１３　議案第２号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君）　　異議なしと認めます。

　よって、議案第２号については、原案のとおり可決いたしました。

　次に、日程第１４　議案第３号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君）　　異議なしと認めます。

　よって、議案第３号については、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第１５　付託第１号　請願書等の付託について

○議長（水上正治君）　　日程第１５　付託第１号　請願書等の付託についてを議題とします。この定例会において受理した請願書は付託第１号のとおりです。この請願書については、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君）　　異議なしと認めます。

したがって、請願書第１号　国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書の提出について、請願書第２号　市道都市計画街路山手通線の道路整備に関する請願について、請願書第３号　霞ヶ浦導水工事事業、那珂川取水口建設反対に関する請願についての請願書３件については、経済建設常任委員会に付託します。

ここで、先ほど松本議員からの質問について答弁いたしますので。

総務課長木村喜一君。

○総務課長（木村喜一君）　　資料の不備で大変申しわけありませんでした。先ほど損害賠償の関係でお話しいたしました公用車の状況ですけれども、年式は平成１８年度でございます。なお、購入時の価格でございますけれども、１０４万２，０００円の購入価格となっております。なお、町村会のほうに車両保険入っておりましたが、引き受け額の上限額というようなことで９０万円が上限額となっておりますので残存価格９０万円というふうなことでご理解いただければというふうに思います。説明が大変遅くなって申しわけありませんでした。

以上でございます。

○議長（水上正治君）　　以上で、本日の日程は全部終了いたしました。各位のご協力に対して深く敬意を表するところであります。私も新議長として円滑な議会運営のために努力してまいりたいと考えているところであります。今後とも特段のご支援、ご協力を賜りたくお願い申し上げまして、本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

［午後　５時３９分散会］